

特定非営利活動法人 (NPO法人) 認定・特例認定の手引

この手引は、大阪市に対して認定や特例認定の申請等を行う場合を対象にしています。

大阪市 市民局 総務部 NPO 法人担当

住所: 〒530-8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号(大阪市役所地下 1 階)

TEL:06-6208-9864

FAX:06-6202-7180

H P :

大阪市 NPO 法人 諸手続き

検索



URL:<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000375996.html>



令和8(2026)年2月

目 次

第1章 認定NPO法人制度の概要		
1	認定NPO 法人とは	1
2	特例認定NPO 法人とは	1
3	認定NPO 法人等になることによるメリット	1
4	認定の基準	7
5	欠格事由	8
6	認定等の有効期間等	8
7	認定等の失効	8
	簡易自己チェックシート	9
 第2章 認定又は特例認定の基準・欠格事由について		
1	認定を受けするための基準	23
2	特例認定を受けするための基準	40
3	欠格事由	40
4	実績判定期間	42
 第3章 認定等の申請手続について		
1	相談・申請窓口	45
2	認定を受けようとする場合	47
3	特例認定を受けようとする場合	47
4	認定の有効期間の更新を受けようとする場合	48
5	認定等の申請の標準処理期間	49
6	合併法人等に係る認定等の基準の適用	51
 第4章 認定NPO法人等の運営について		
1	認定NPO 法人等になってからの各種手続	59
2	事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	61
3	認定NPO 法人等の情報公開（閲覧）	62
4	所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）	63
5	認定NPO 法人等の合併	65
6	認定NPO 法人等に対する監督等	70
	FAQ（よくあるお問合せ）	75
	申請・届出様式集	別冊

凡例

法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定NPO法人等	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事 （その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
法人法	法人税法
法人規	法人税法施行規則
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所規	所得税法施行規則

第1章 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

1 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2③、44①）。

・有効期間は 5年間 で、 更新も可能（申請は必要） です。
・ 認定NPO法人 の名称を使用できます。（定款や登記上の名称を変更する義務はありません。）
・税制上の優遇（個人及び法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置に加えて、 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置、みなし寄附金制度 ）があります。
・毎事業年度一回、役員報酬規程等提出書を提出する義務のほか、代表者が変わったときや助成金を支出したときは届出をする義務が生じます。

2 特例認定NPO法人とは（旧名称：仮認定NPO法人）

特例認定NPO法人とは、設立後5年以内のNPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを除く。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2④、58①）。

※本制度は平成23年の法改正で導入され「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」に改められました。

・有効期間は 3年間 で、 更新はできません 。（特例認定の有効期間中にパブリック・サポート・テストの基準を満たして、所轄庁の認定を受けてください。特例認定の有効期間中に所轄庁の認定を受けることができない場合は、特例認定の有効期間が満了して失効します。）
・ 特例認定NPO法人 の名称を使用できます。（定款や登記上の名称を変更する義務はありません。）
・税制上の優遇（個人及び法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置）があります。
・毎事業年度一回、役員報酬規程等提出書を提出する義務のほか、代表者が変わったときや助成金を支出したときは届出をする義務が生じます。

3 認定NPO法人等になることによるメリット

(1) 寄附者に対する税制上の措置

① 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。詳細については2頁の「※認定NPO法人等の税制上の措置」(1)①を参照してください。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三・四、314の7①三・四）。詳細については、4～5頁を参照してください。

② 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額

と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2②）。詳細については、5 頁を参照してください。

③ 相続人等が相続財産等を寄附した場合【特例認定 NPO 法人には適用されません。】

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。詳細については、6 頁を参照してください。

(2) 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度【特例認定 NPO 法人には適用されません。】

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 3②）。詳細については、7 頁を参照してください。

(3) 認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。

この非課税措置について、認定 NPO 法人等は「承認特例」制度の対象となります。詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。

※ 認定 NPO 法人等の税制上の措置

(1)① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

<所得税>

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法 78②、措法 41 の 18 の 2①②）。



(1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

$$1 \text{万円寄附した場合} \quad (1 \text{万円} - 2 \text{千円}) \times (\text{税率は所得により変動}) 5\% \text{ (仮定)} = 400 \text{円}$$

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

(2) 認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

〈算式〉

$$\begin{aligned} & (\text{認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額} \\ & 1\text{万円寄附した場合} \quad (1\text{万円} - 2\text{千円}) \times 40\% = 3200\text{円} \end{aligned}$$

(注1) 認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定NPO法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

(注2) 認定NPO法人等の特定非営利活動の事業費に対する寄附金は、租税特別措置法で所得税の控除の対象に指定されていますので、認定NPO法人等から税務署に別途申請をする必要はありません。ただし、寄附者から税務署に対して確定申告をしていただく必要があります。

【証明書の添付又は提示等】

(1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の2③）。

(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定NPO法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法41の18の2③、措規19の10の4）。

(注) 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

確定申告書に添付が必要な、認定NPO法人等が発行する領収書の記載例は次頁のとおりです。

【記載例】寄附金受領証明書

住所 ○○県 △△市□□●●

氏名 ×× ×× 様

住所でないと税制上の優遇を受けられない可能性があります。(勤務先は不可)

金 円

△△年△月△日に上記の金額を受領いたしました。

認定通知書に記載の番号

○○年○月○日

認定通知書の番号 大阪市指令市民NPO第XXXXX号

認定年月日 □□年□月□日

大阪府大阪市□□区△△町○-○-○

特定非営利活動法人○○○○ 理事長×××× ㊟

事業を限定する場合は「◆◆◆◆事業」と具体的に記載しても構いません。

(注) 上記の金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金として受領した金額であり、租税特別措置法第41条の18の2第1項及び同法第66条の11の2第2項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明いたします。

〔この寄附金の支出による税制上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。〕

<個人住民税>

認定 NPO 法人等に対する特定寄附金又は個人が NPO 法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で定める寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2 \text{千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

$$1 \text{万円寄附した場合 } (1 \text{万円} - 2 \text{千円}) \times 10\% = 800 \text{円}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%（ただし、寄附者が指定都市にお住まいの場合は2%）
 - ・市区町村が指定した寄附金は6%（ただし、寄附者が指定都市にお住まいの場合は8%）
- （都道府県と市町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

(注3) 大阪府・大阪市においては、寄附金控除の対象となる寄附金の指定を受けるためには、認定（特例認定）を受けた後に、別途、大阪府と大阪市に申請する必要があります。自動的には指定されません。

【申請・お問合せ先】

大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 府民協働グループ 電話 06-6210-9320
大阪市 財政局 税務部 課税課 個人課税グループ 電話 06-6208-7751

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

※ 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、寄附者の住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【お問合せ先】

大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 府民協働グループ 電話 06-6210-9320
大阪市 財政局 税務部 課税課 個人課税グループ 電話 06-6208-7751

(1)② 法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法37④、措法66の11の2②）。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

(注) 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金

額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定 NPO 法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

(1)③ 相続人等が認定 NPO 法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

(注) 特例認定 NPO 法人には適用されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2 年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法 70①②⑩）。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

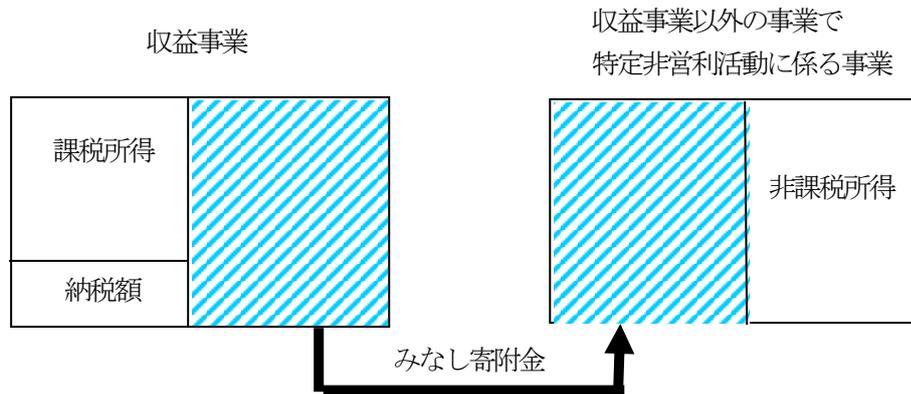
(証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法 70⑤⑩、措規 23 の 5）。

(2) 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

(注) 特例認定NPO法人には適用されません。（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①）。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていないNPO法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、措置（2～6頁）の対象とはなりませんのでご注意ください。

(相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定NPO法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

4 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法45、法59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に期限までに提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

(注) 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当する

※ 認定の基準の詳細については23頁から40頁を参照してください。

5 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません(法 47)。

- ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

※ 欠格事由の詳細については 40 頁から 42 頁を参照してください。

6 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります(法 51①)。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(法 51②)。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となります(法 60)。

特例認定の有効期間の更新はありません。

7 認定等の失効

認定 NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います(法 57①、法 61)。

- ① 認定等の有効期間が経過したとき。更新申請をしたものの、有効期間経過後に更新拒否処分がされたとき。(法 51④)
- ② 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が認定を経ずにその効力を生じたとき(法 63①)、又はその合併の不認定処分がされたとき(法 63④)
- ③ 認定 NPO 法人等が解散したとき
- ④ 特例認定 NPO 法人が認定 NPO 法人として認定を受けたときの特例認定(認定は有効)

なお、所轄庁は、認定 NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております(法 57②)。

《参 考》 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされています(法 50①②、法 62)。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります(法 78 二～五)。

簡易自己チェックシート

- 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。
(注) 特例認定は、申請日の前日時点で設立の日から5年を経過している法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度から遡って5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の数値を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

① 特 例 認 定 除 く イ 【相対値基準】実績判定期間全体の収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P11) 又は ロ 【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である(P12) 又は ハ 【条例個別指定】大阪府の条例による個別指定を受けている(P13)	適・否
② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P14) (公益的な活動の占める割合が50%以上である。)	適・否
③ 運営組織及び経理が適切である(P16)	適・否
④ 事業活動の内容が適正である(P17)	適・否
⑤ 情報公開を適切に行っている(P18)	適・否
⑥ 所轄庁に対して実績判定期間の事業報告書などを期限までに提出している(P19) 実績判定期間よりも前の事業報告書等で未提出のものが無い	適・否
⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P20)	適・否
⑧ 設立の日から2事業年度を終了し、事業報告書の提出をすませている(P21)	適・否
⑨ 欠格事由のいずれにも該当しない(P22)	適・否

ご注意ください！

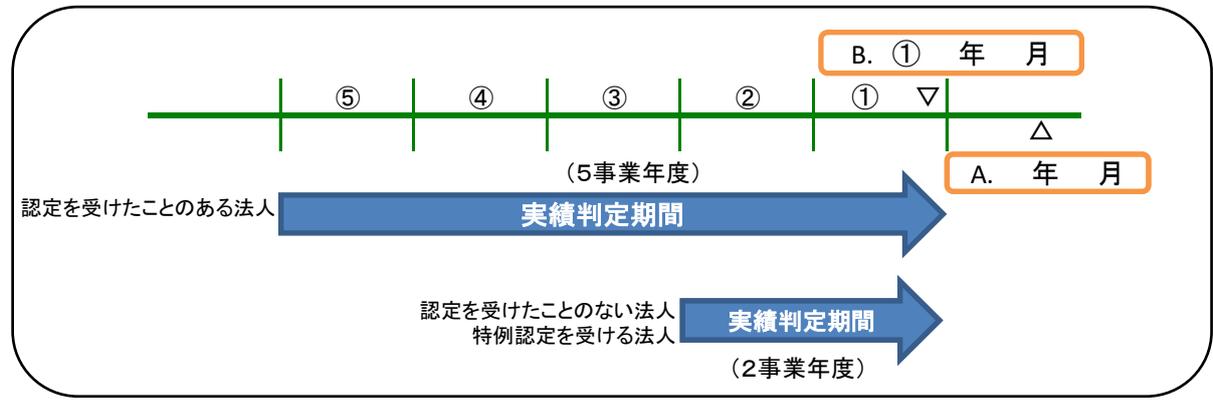
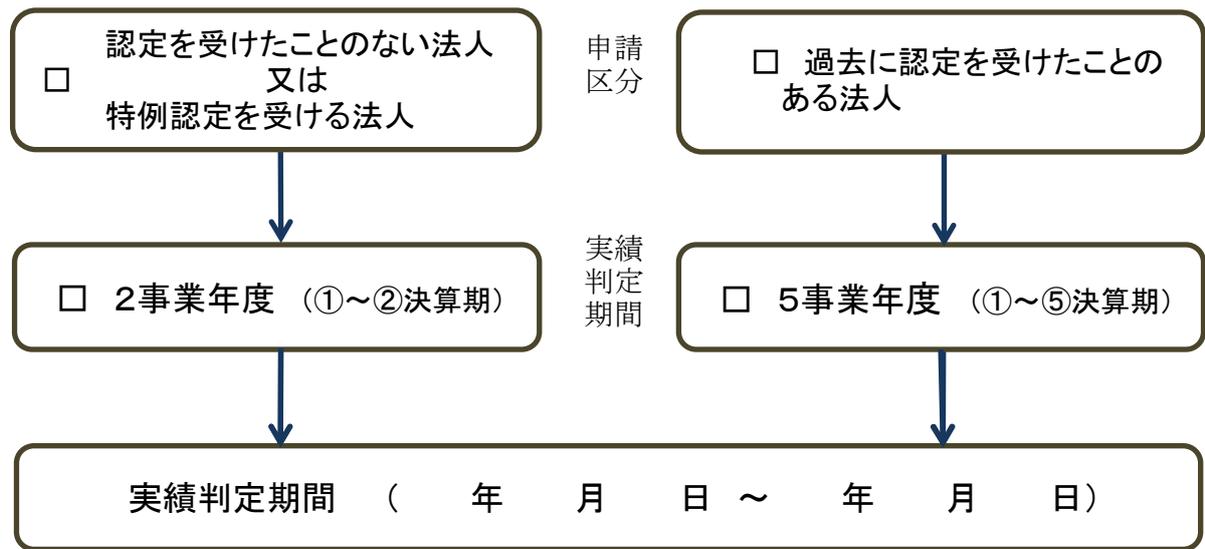
- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、所轄庁にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
------------------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	②	(年	月	日	~	年	月	日)
Bの2年前事業年度	③	(年	月	日	~	年	月	日)
Bの3年前事業年度	④	(年	月	日	~	年	月	日)
Bの4年前事業年度	⑤	(年	月	日	~	年	月	日)



- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ —パブリック・サポート・テスト(PST)について—
【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 ^(注) 」	(円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(円)
C. 資産売却による臨時収入	(円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(円)
G. 差引金額(A - B - C - D - E - F)	(円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

H. 受け入れた「寄附金総額 ^(注) 」	(円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Hの10%を超える額の合計	(円)
J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
L. 休眠預金等交付金関係助成金	(円)
M. 差引金額(H - I - J - K - L)	(円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Mの金額()}}{\text{Gの金額()}} \geq 20\% \text{である}$$

はい

いいえ

(適)
認定基準等①-イに
適合すると思われます

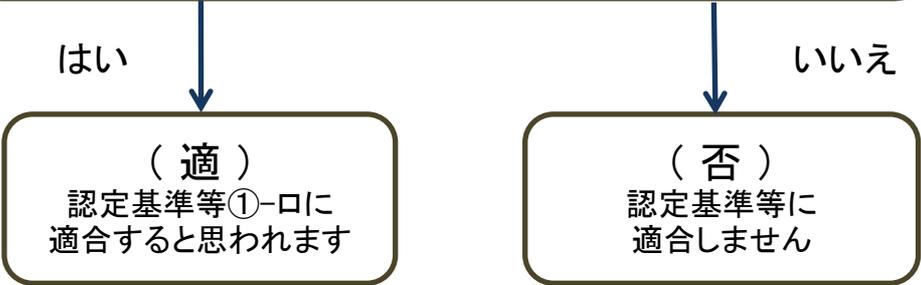
(否)
認定基準等に
適合しません

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を事業年度ごとに作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について―
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。



- (注意事項)
- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
 - 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
 - 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

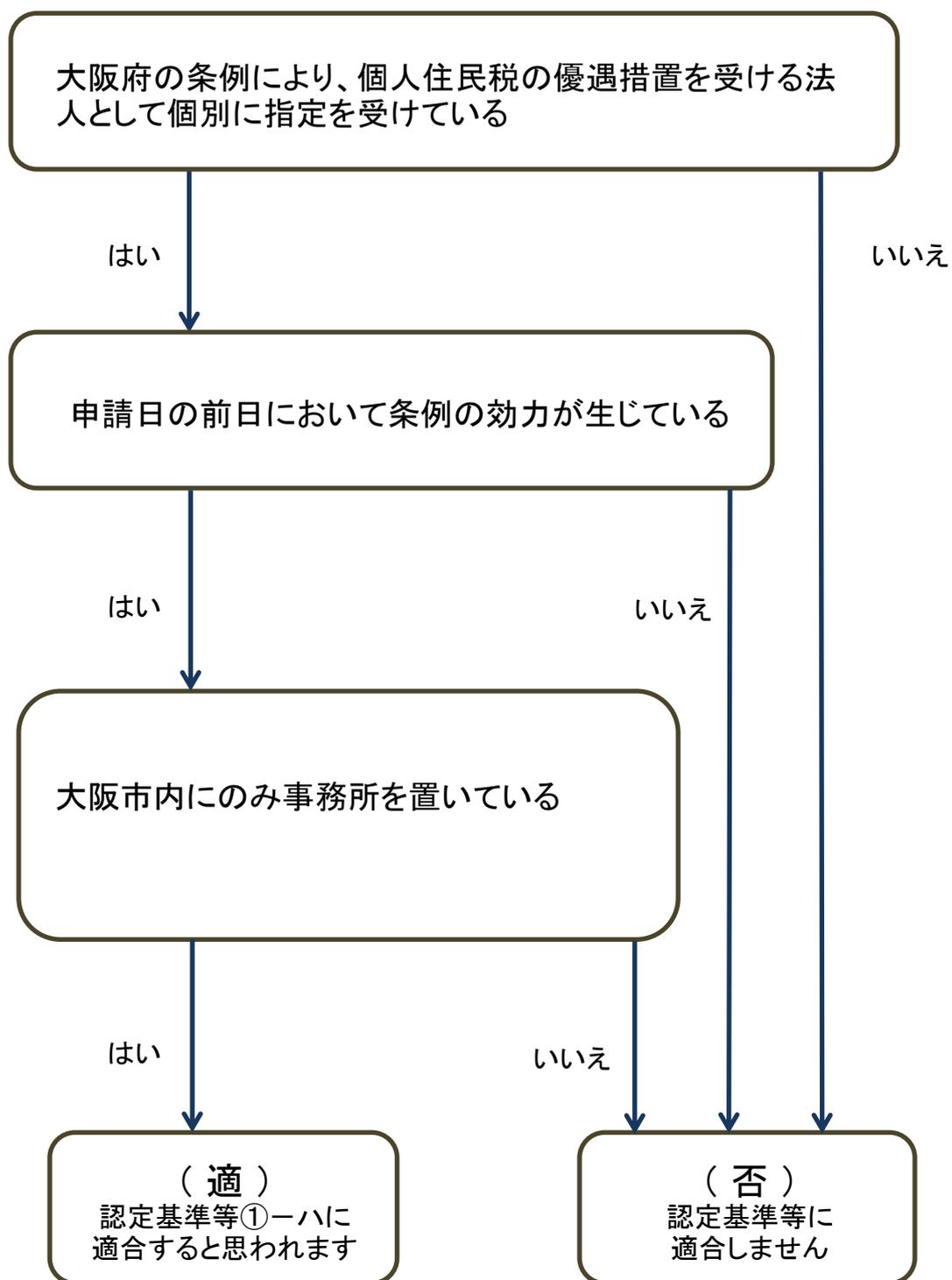
実績判定期間月数(A)				年3,000円以上の寄附者数(B)	
①	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
②	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
③	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
④	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
⑤	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
合計				月	人

$$\frac{B \text{ の合計 () } \times 12}{A \text{ の合計 ()}} = \boxed{\text{年平均}} \text{ 人} \geq 100$$

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を事業年度ごとに作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【条例個別指定法人】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等② — 活動の対象について —

【共益的活動が半分未満であること＝公益活動が半分以上であること】

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループ(特定の職や会社・学校の関係者)にのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動

F. 特定の地域(行政区の範囲よりも狭い区域)に居住する者にのみ便益が及ぶ活動

AからF(条例で個別に指定されている法人は、AからE)の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

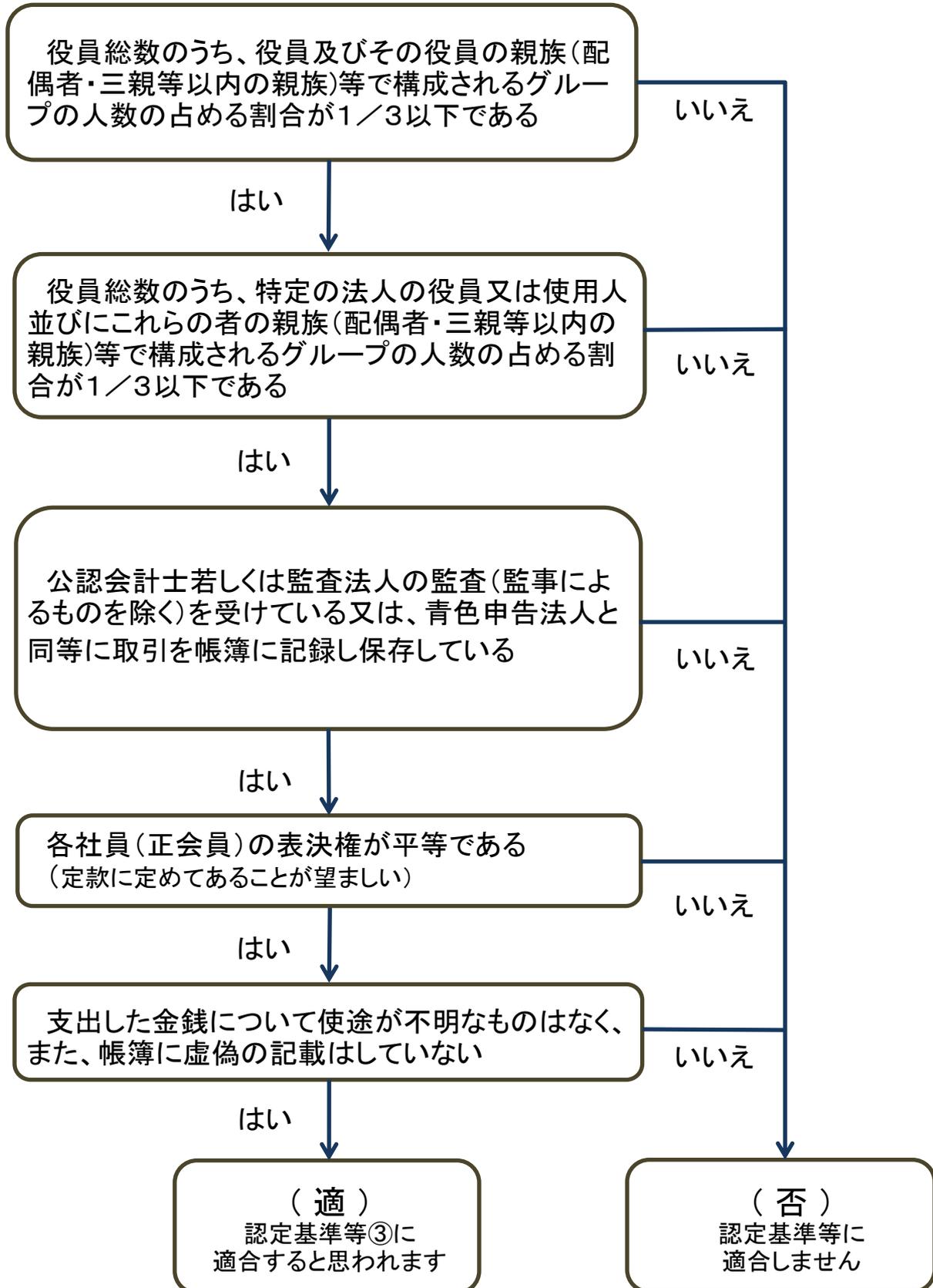
いいえ

(適)
認定基準等②に
適合すると思われます

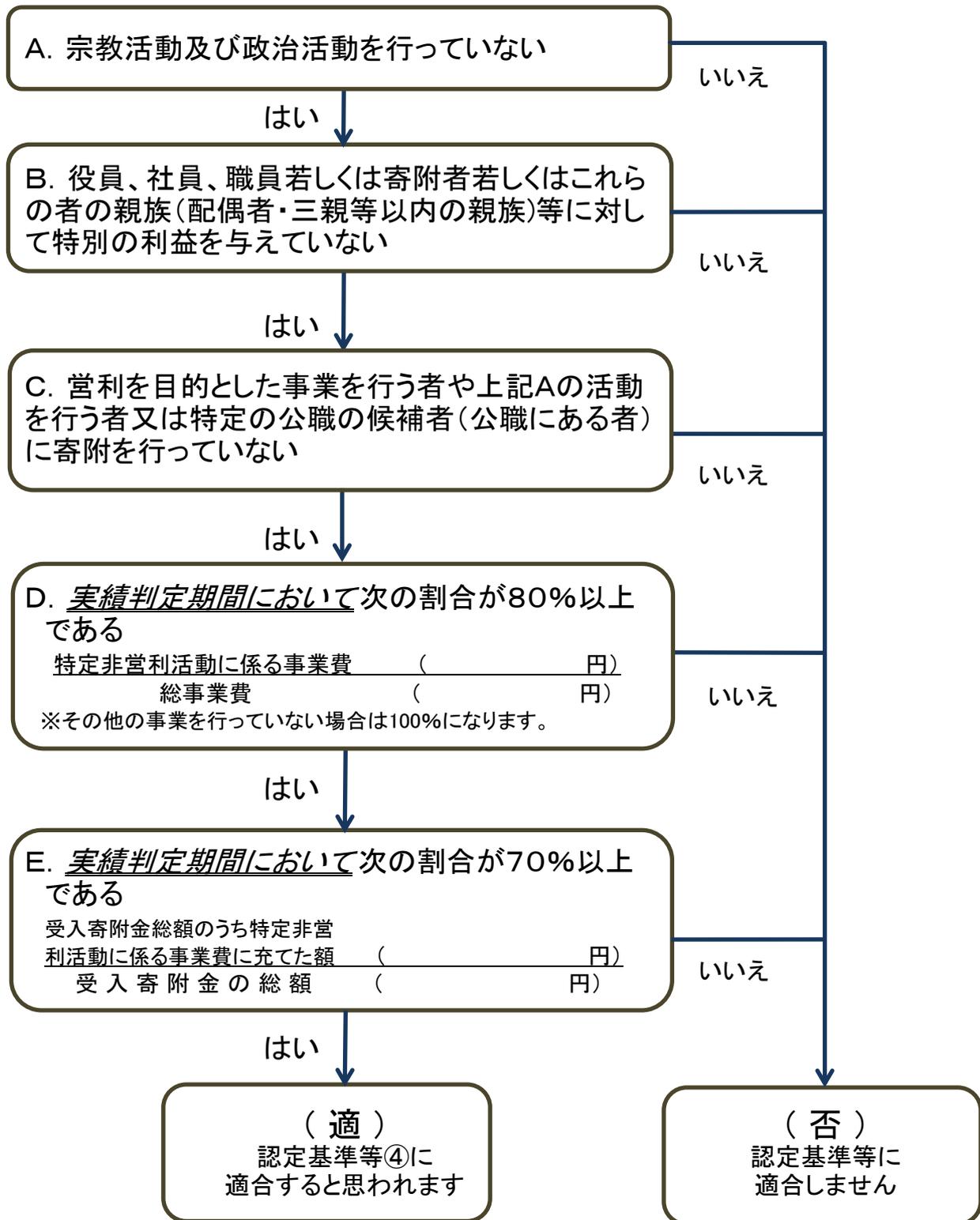
(否)
認定基準等に
適合しません

※ 「会員等」の定義については、次ページを参照願います。

認定基準等③ — 運営組織及び経理について —

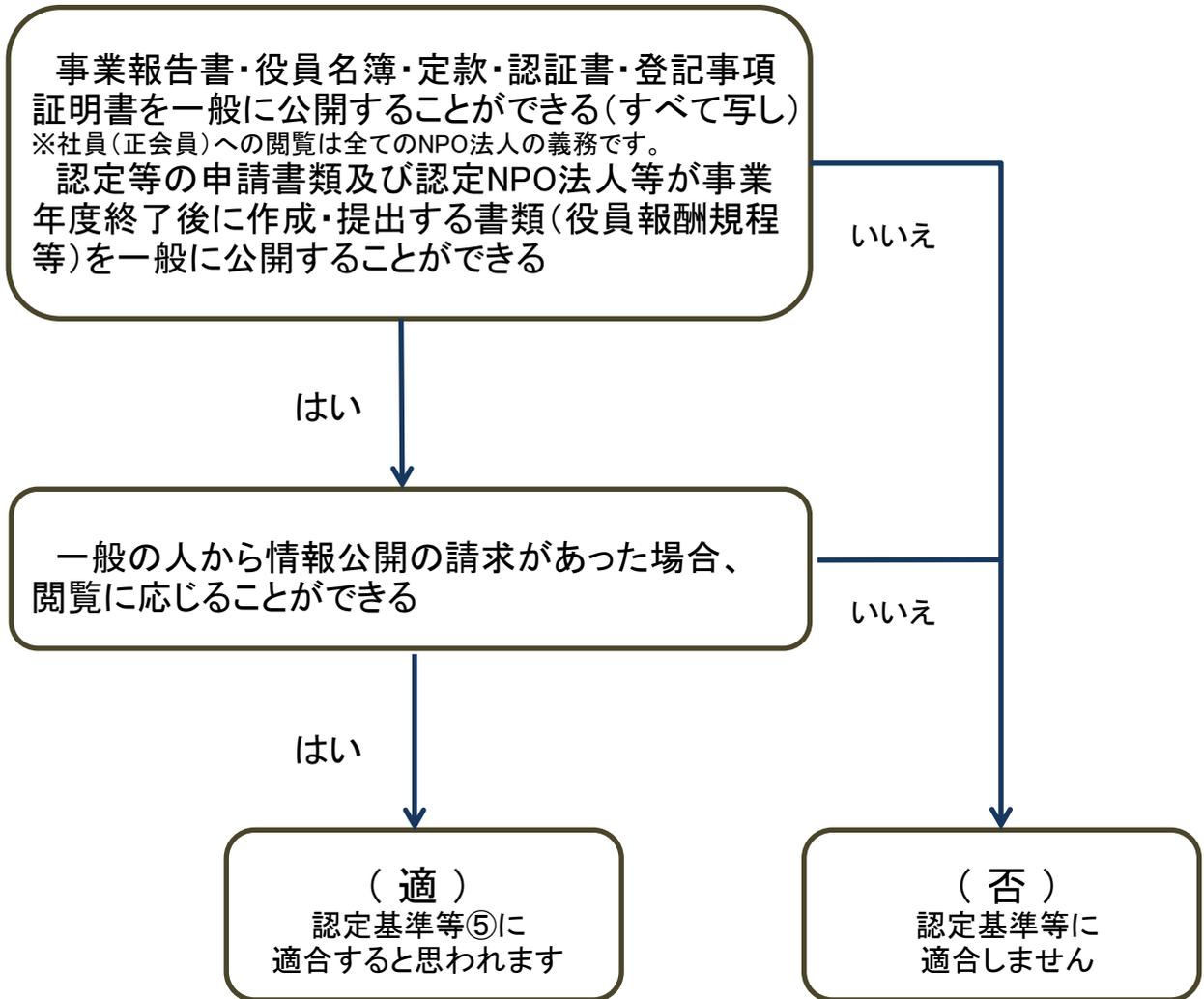


認定基準等④ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

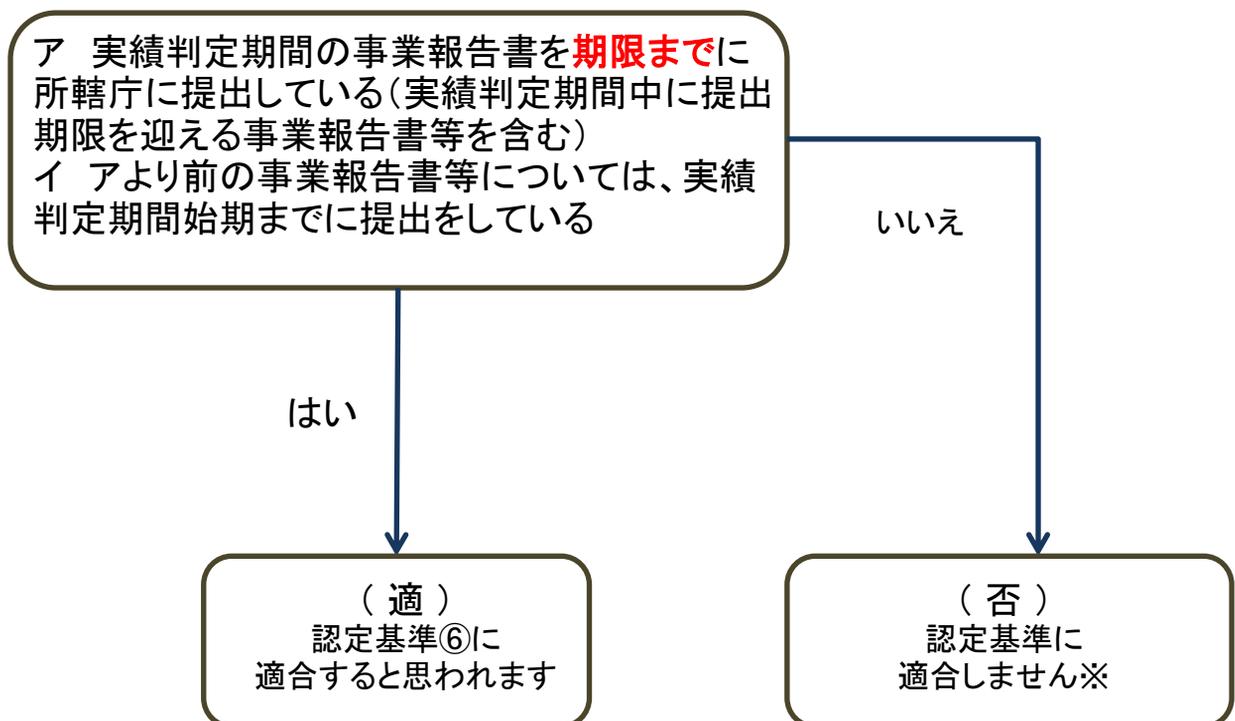
認定基準等⑤ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、最新役員名簿、定款、認証書、登記事項証明書(全て写し)
(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬の支給に関する規程、職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等
を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥ — 所轄庁への書類提出について —



※事業報告書等は、一般市民がNPO法人の活動、会計の状況、役員や社員を充足しているかについて、知ることができる最も重要な方法です。

これを、期限までに提出することは、市民の緩やかな監視を理念としているNPO法人の根本的な義務です。

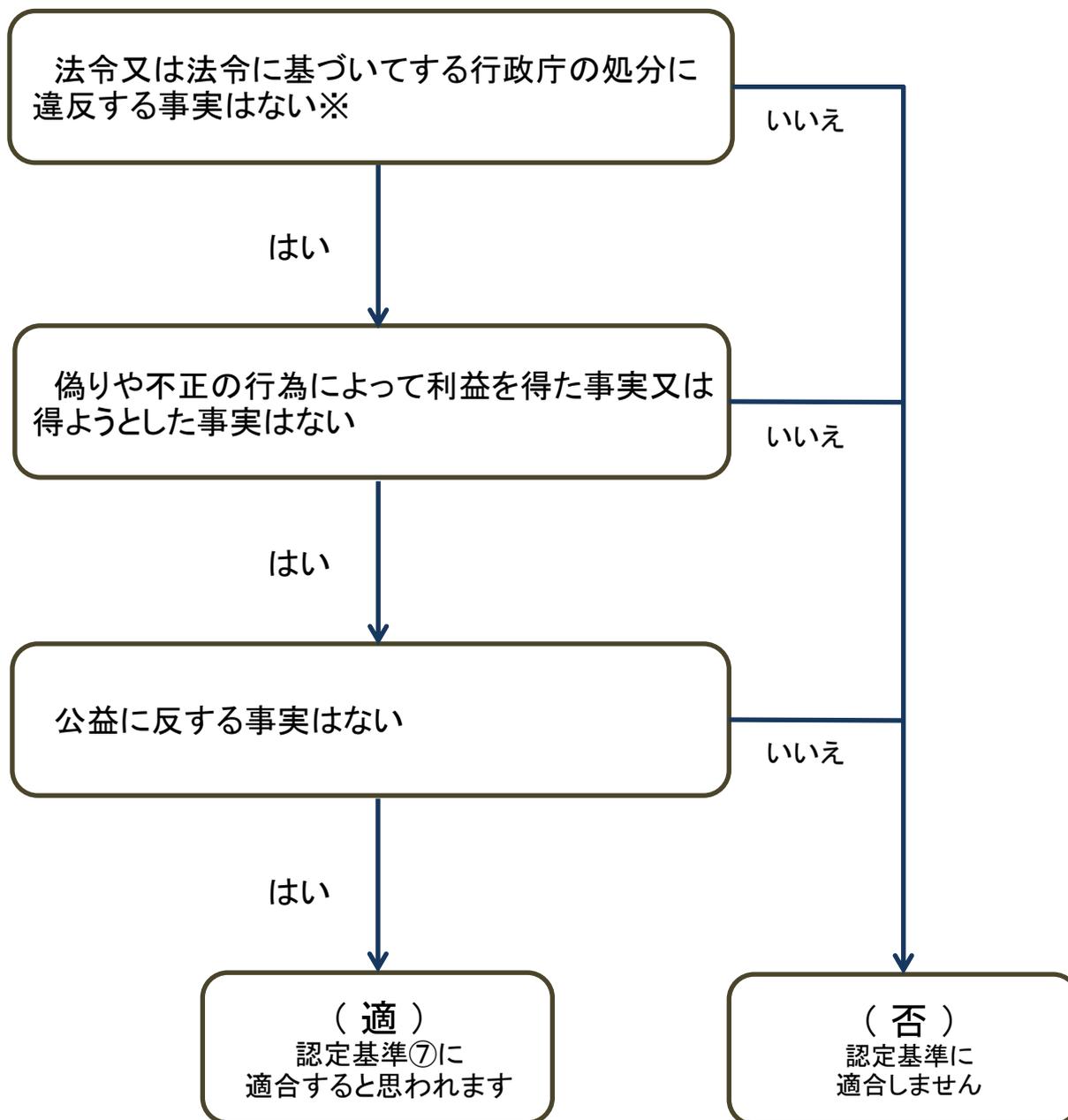
※事業報告書等の提出期限は、事業年度終了後3か月以内です。(3か月目が大阪市役所の閉庁日に当たるときは、翌開庁日が期限になります。)

事業報告書を送付する場合は、期限内に大阪市役所に到達している必要があります。(当日消印有効ではありません。)

※提出期限後に提出された場合は当該年度と提出日を含む年度については、実績判定期間に含めることはできません。

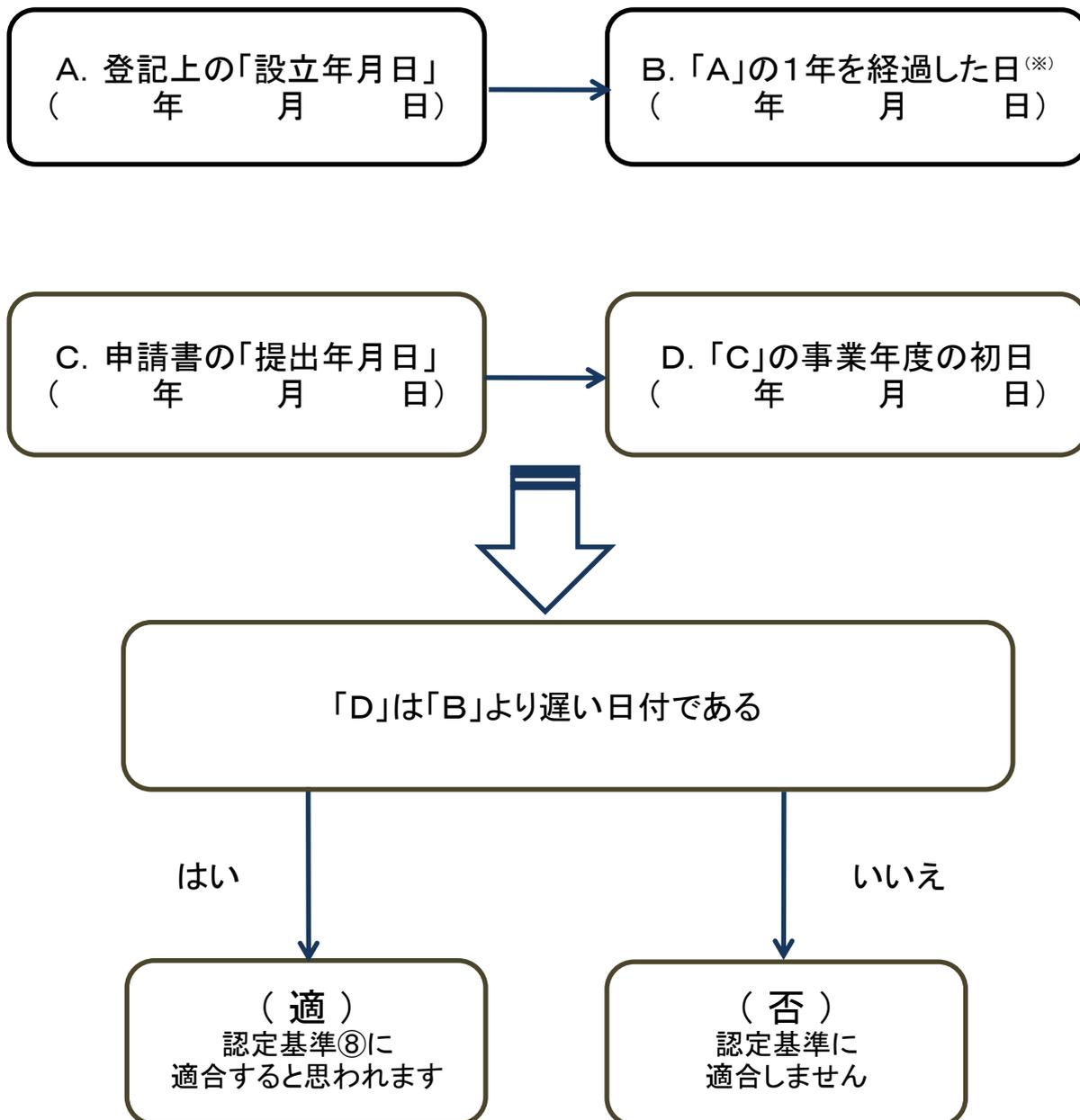
- ※ 事業報告書等
 - ・ 事業報告書
 - ・ 財産目録
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 活動計算書
 - ・ 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準⑦ — 不正行為等について —



※「法令」には、NPO法(特定非営利活動促進法)以外にも、NPO法人の名称・所在地・役員について登記することを定めた組合等登記令や、法人税や消費税、所得税の源泉徴収義務などを定めた税関係法令、労働関係法令などが含まれます。

認定基準⑧ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（J.において「暴力団の構成員等」といいます。）

はい

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)
欠格事由に該当
しないと思われます

(否)
欠格事由に該当します

第2章 認定又は特例認定の基準・欠格事由について

1 認定を受けるための基準

認定を受けるためには、次の(1)～(8)の認定基準に適合する必要があります（法45①、法令1～5）。

(1) パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原則 (24～26頁参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (26～27頁参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし） (27～28頁参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり） (28頁参照)

《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が50人以上である法人に限られます（法45②、法令3）。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50\text{人}$$

3,000円以上である寄附者（役員、社員除く）の数

② 絶対値基準 《算式5》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（29頁参照）。

（注1）寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

③ 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

総収入金額 - イの金額

【寄附金等収入金額とは？】

受入寄附金総額 - ロの金額 + ハの金額

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^{（注1）}からイの金額を控除した金額）のうち寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハの金額を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（法45①一イ、法令1）。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法規5）

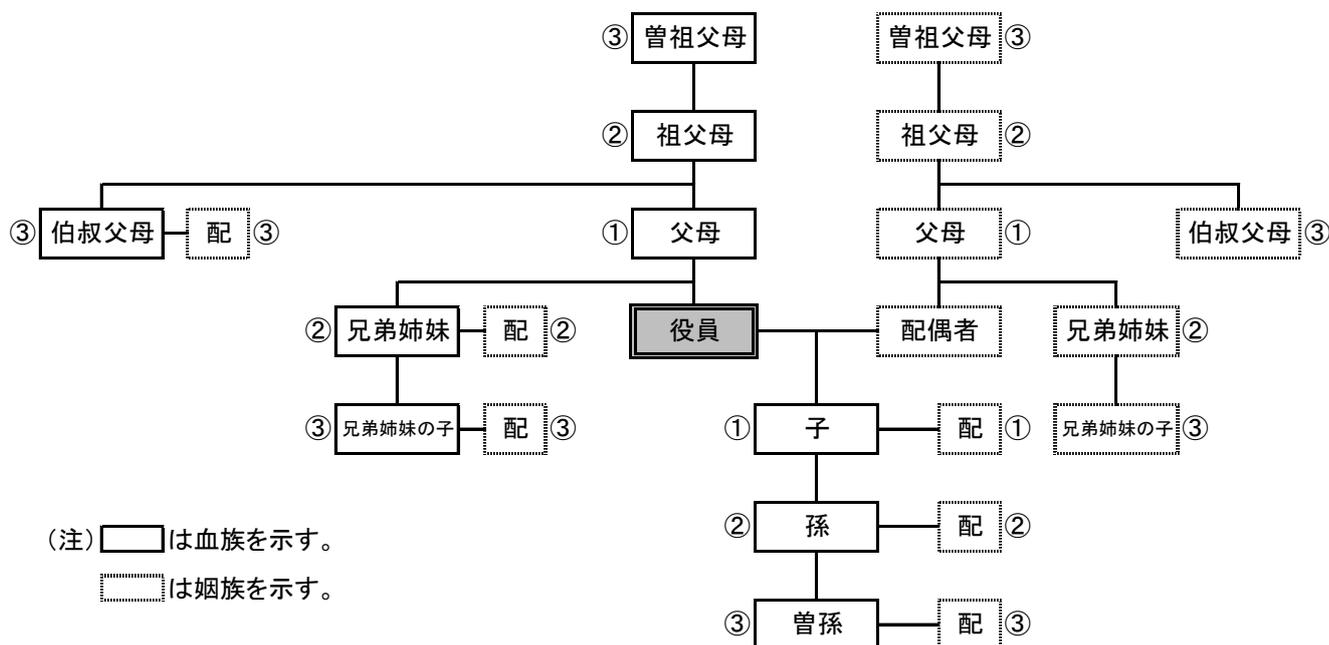
- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規4ニ・16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

《三親等以内の親族図》



ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(2)、法規6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

(注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記「特殊の関係」については、イの金額（注2）をご覧ください。

(注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）。

(注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法45①一イ、法規7）。

ハの金額（法45①一イ(3)、法規4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（31頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－ロの金額を限度とします。）

(注6) ハの金額をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4）。

(イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(ロ) 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます）

「特殊の関係」については、イの金額（注2）と同様です。）の数が20人以上であること。

(注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（31頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算式2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 小規模法人の要件（23頁参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

(解説)

実績判定期間における、総収入金額からニの金額を控除した金額のうちに、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにヘの金額を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法令5②）。

ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法令5②一、法規5、25②）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金

（注8）ここに掲げるものは、《算式1》の**イの金額**の①～⑤及び⑧と同一です。

ホの金額（法45①一イ(2)、法令5②二、法規6、7一四、25③）

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金

（注9）これは《算式1》の**ロの金額**の①及び④と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注10）「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注4）をご参照ください。

ヘの金額（法令5②、法規4、25①）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（31頁参照）を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**ホの金額**を限度とします。）

（注11）これは《算式1》の**ハの金額**と同一です（注6、注7をご参照ください）。

（注12）**ヘの金額**をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4、25①）。

（イ）社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ）社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が20人以上であること。

（注13）共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（31頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額となります。

《算式3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(チの金額)は、受入寄附金総額からロの金額(26頁参照)を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額(トの金額)を算入します。)

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》(24頁)をご参照ください。

トの金額 (法令5①)

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額 (法令5①)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からロの金額(26頁参照)を控除した金額

《算式4》 相対値基準(国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり))

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5③)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(リの金額)は、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額が限度となります。(分母には、国の補助金等の全額(トの金額)を算入します。)

上記算式のうち、ニの金額、ホの金額及びヘの金額については、27頁をご参照ください。

トの金額 (法令5③)

国の補助金等の全額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額 (法令5③)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からホの金額を控除した金額

《算式5》 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、
休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠
預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数

実績判定期間の月数

≥ 100人

- (注) 1 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること(法45①一ロ、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数(※)が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

- (注) 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。
2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです(当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)(法45①一ハ、地方税法37の2①四、314の7①四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

ここがポイント！

【相対値基準・絶対値基準で申請する場合】

1 寄附者に対して領収書を発行し、控えを保存しておいてください。

領収書には、寄附者の住所・氏名・寄附金額、日付、寄附であることの記載が必要です。

1つでも記載がないと、他の書類（寄附の申出書など）で確認できるようにしてください。

（例）通帳の記載だけですと、住所や名前（漢字）、寄附であることがわかりません。

日付は、入金があった日で記載してください。発行日が異なるときは摘要欄に「〇年〇月〇日に寄附金として受取分」などと記載し、寄附を受け取った日がわかるようにしてください。

PST基準は、受取日で判定しますので、当年度の賛助会費（対価性がないものに限る）であっても、前年度に受け取り、前年度会計上、前受金に計上し、当年度に会費として計上したものは、前年度の寄附として取り扱います。（PST基準の判定上は、当年度の寄附にすることはできません。）

ボランティア受入評価益は、PST基準の判定上は、寄附に含めることはできません。

対価性のある寄附は、PST基準の判定上は、寄附に含めることはできません。

「対価性がない」とは、寄附金と引き替えに物やサービスの提供がないことを指します。対価性と判断する寄附金の例は以下のとおり。

- ・ 寄附者に対して、法人の事業参加に係る割引券を発行した場合
- ・ 寄附者に対して、お礼として金券（図書券・商品券）や市場価値のある物（一般に販売されているもの）を提供した場合
- ・ 寄附者にくじを渡し、その当選者に寄附金の一部を配分した場合（くじ付き寄附金）等

2 寄附者名簿を作成してください。

① 相対値基準では、実績判定期間中の寄附を名寄せした寄附者名簿も作成してください。

ただし、寄附者ごとに寄附総額の10%と比較して、超える部分は「基準限度超過額」となり、寄附の割合が1/5以上かどうかの計算から除いてください。基準限度超過額計算表を作成して申請書類とともに提出してください。

② 絶対値基準では、住所又は名前がわからない方、役員及び役員と生計を一にする者からの寄附は人数から除きます。

寄附者と生計を一にする者からの寄附は、合算して1人と数えます。

同一年度に同一の方から複数回の寄附をいただいても、合算して1人と数えます。

異なる年度であれば、同じ方からの寄附もそれぞれの年度で1人と数えます。

実績判定期間の年平均が100人以上ですので、初回認定で実績判定期間が2年の場合、2年合計で200人いればOKです。極端な例ですが、1年目0人、2年目200人でもOKです。

【条例個別指定基準で申請する場合】

大阪市内にのみ事務所を置くNPO法人も大阪府の条例個別指定を受けることができます。

大阪府の指定を受けると、大阪市内に認定申請をする場合に、条例個別指定基準で申請できます。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例が施行されている必要があります。

(2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること（法45①二）。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（法規10）。

イ 会員又はこれに類する者（NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。）

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（法規11）。

① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます（法規12）。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（法規13）。

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等（※1）が参加しているものに限り。）に対する助成

※1 旧民法法人のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます（法規附則3④）。

2 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第38条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第34条の規定により設立した法人をいいます。

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注3）③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

（注1） 特定の地域とは、一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び指定都市にあつては、区又は総合区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規15）。

（注2） 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

ここがポイント！

共益的な活動が50%未満であること＝公益的な活動が50%以上であること
事業費（費用）で計算するのが基本ですが、他の指標（従事時間など）を使用することもできます。

(3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員（正会員）の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1） 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規17）。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

（注3） NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます（法規19）。

ロ 各社員（正会員）の表決権が平等であること（定款に定めてあることが望ましい）

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査（監事によるものを除く）を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規20）。

※総勘定元帳（発生主義で複式簿記）、現金出納簿、入金・出金・振替伝票、契約書、請求書、領収書、受取った寄附金の領収書の控え、寄附者名簿、給与台帳等をデータ等で7年間分

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規21）。

ここがポイント！

イ 役員に関する基準

役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの割合が1/3以下
かつ

役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの割合が1/3以下
(NPO法人の役員のみが、ある法人Aの役員又は従業員で占められている場合は×)
(法人Aと法人Bに属しているような場合でも、法人A・Bは別に考えます。)

ロ 各社員(正会員)の表決権が平等であること(定款に記載されていることが望ましい。)
(大阪市標準定款例より)

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること(監事である公認会計士の監査は該当しません。)

または

青色申告法人と同等の取引記録帳簿の記録・保存(データ等で7年間)を行っていること

- ・総勘定元帳(発生主義で複式簿記、支払先と用途を記載していること)
 - ・現金出納簿
 - ・入金伝票・出金伝票(領収書が出ないもの)・振替伝票
 - ・契約書
 - ・請求書
 - ・支払った費用に対する領収書
 - ・受取った寄附金の領収書の控え(郵便振替の通知書(文書扱いのもの)で代用可能)
 - ・寄附者名簿
 - ・給与台帳
- など

(4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

総事業費

$\geq 80\%$

ニ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

受入寄附金総額

$\geq 70\%$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（法45①四）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16、22）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（法規23）。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員を選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます（法規24）。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- ・ NPO 法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・ 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。
- ・ 実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「特定非営利活動法人 (NPO 法人) 認定・特例認定の手引【申請・届出様式集】中の認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」に記載してください。
- ・ この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

ここがポイント!

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

認定NPO法人等になっていないNPO法人は、宗教活動・政治活動は主たる目的でなければ行うことができますが、認定NPO法人等は一切行えません。

ロ ①役員、社員(正会員)、職員又は寄附者等(以下「役員等」という。)に特別の利益を与えないこと

- ・ 役員や職員に、役員報酬規程や給与規程に定めのない役員報酬・給与を支払っていないこと。
- ・ 役員や職員に、社会通念に照らして高額な報酬・給与を払っていないこと。
- ・ 役員等に適正な価格よりも安い価格で、NPO法人の資産を譲渡したり・貸付けたり・役務の提供をしていないこと。
- ・ 役員等に適正な価格よりも高い価格で、役員等の財産を譲り受けたり・借受けたり・役務の提供を受けていないこと。

②営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

株式会社の営利活動や宗教団体の宗教活動に対し寄附していないこと。

ハ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費の割合が80%以上

特定非営利活動に係る事業費 ÷ (特定非営利活動に係る事業費 + その他の活動に係る事業費) \geq 80%

その他の活動をしていない場合は100%になります。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額の割合が70%以上(計算書の注記に「事業別損益の状況」記載してください。)もし、寄附金を受け入れた年度中に使いきれず70%未満になる場合は、貸借対照表及び財産目録に特定資産(固定資産の部)として計上するとともに、計算書類の注記に、次年度以降の特定非営利活動に係る事業費に充てる「**使途等が制約された寄附金等**」として記載していれば、事業費に充てた額に含めることができます。

(5) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

- イ 事業報告書等、役員名簿、定款、認証書、登記事項証明書
- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- ④ 内閣府令で定める書類
- ⑤ 助成の実績を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法45①五）。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款、認証書、登記事項証明書（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法44②二）
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法44②三）
- ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類（法54②三）

(注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（法規32①）。

- 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
- 4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
 - ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 内閣府令で定める書類（法54②四）

(注) 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規32②）

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

④ 助成の実績を記載した書類（法54③）

ここがポイント！

イ 事業報告書等（5年分）、役員名簿、定款、認証書、登記事項証明書を1冊の冊子にしておいてください。（すべてコピーで可）認定NPO法人等でなくとも正会員が閲覧できるようにしておく必要があります。認定等を取扱後は一般市民にも閲覧できるようにしなければなりません。

ロ 認定等取得後、イの冊子に次の認定等申請書類を綴じて、閲覧できるようにしてください。

- ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ハ 認定等取得後に事業年度が終了したら、3か月以内に次の書類を作成し、イの冊子に綴じて、閲覧できるようにしてください。

- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
 - 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - 4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
 - 8 法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類
- ② 助成の実績を記載した書類

(6) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第28条第1項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を第29条の規定により提出していること（法45①六）。

ここがポイント！

- ア 実績判定期間の事業報告書を期限までに所轄庁に提出している(実績判定期間中に提出期限を迎える事業報告書等を含む)
- イ アより前の事業報告書等については、実績判定期間始期までに提出をしている
提出期限は事業年度終了後3か月以内です。(期限が大阪市役所の閉庁日に当たるときは、翌開庁日が期限になります。)
送付により提出する場合は、期限までに大阪市役所に到達している必要があります。(当日消印有効ではありません。)

(7) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと(法45①七)。

※「法令」には、NPO法(特定非営利活動促進法)以外にも、NPO法人の名称・所在地・役員について登記することを定めた組合等登記令や、法人税や消費税、所得税の源泉徴収義務などを定めた税関係法令、労働関係法令などが含まれます。

ここがポイント！

「法令」には、次に列挙するもののほかすべての法律・政令・省令・条例・規則などが含まれます。

- ・NPO法(特定非営利活動促進法)(閲覧書類、総会の年1回開催、総会・理事会議事録)
- ・組合等登記令(NPO法人の名称・所在地・役員について登記することを定めた政令)
- ・税関係法令(法人税、消費税、所得税の源泉徴収義務、地方税、大阪府税、大阪市税など)
- ・労働関係法令(労働基準法、労働契約法等)などが含まれます。

(8) 設立後の経過期間に関する基準

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

ここがポイント！

認定等の申請書を提出する日を含む事業年度の初日において2事業年度終了しており、直近の事業報告書等を提出していること

2 特例認定を受けるための基準

特例認定を受けるためには、上記(2)～(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の基準に適合する必要があります(法59)。

(9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること(法59①二)

ここがポイント！

特例認定の申請書を提出する日において、設立の日から5年以内の法人であること
(例) 令和3年4月1日設立のNPO法人は、令和8年4月1日まで申請できます。

(10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと(法59①三)

ここがポイント！

認定や特例認定(旧仮認定)を1回でも取得したことがあるNPO法人は、特例認定を申請できません

3 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと(法47)

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から5年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分を受けている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、認定、特例認定（以下「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法47）。

イ NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^(注2)

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに關係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分を受けていないことの証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分を受けていないことの証明書の添付も必要となります。【それぞれの窓口で交付を受けた証明書が「滞納処分をうけていないことの証明書」であることを十分ご確認ください。】

(注2) 毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

ここがポイント！

認定等を申請する法人からの欠格事項に該当しないことの申告及び事務所が所在する地域を所轄する税務署・府税事務所・市税事務所の滞納処分を受けていないことの証明書を添付していただきます。

それ以外に、大阪市から大阪府警察本部長（法人・役員が暴力団・暴力団員でないこと、その統制下でないこと等）及び国税庁長官（重加算税を課税されていないこと）に対し、認定申請を受理した後、欠格事項に該当していないかの照会をしますので、それに要する期間（1～2か月）が必要になります。

4 実績判定期間

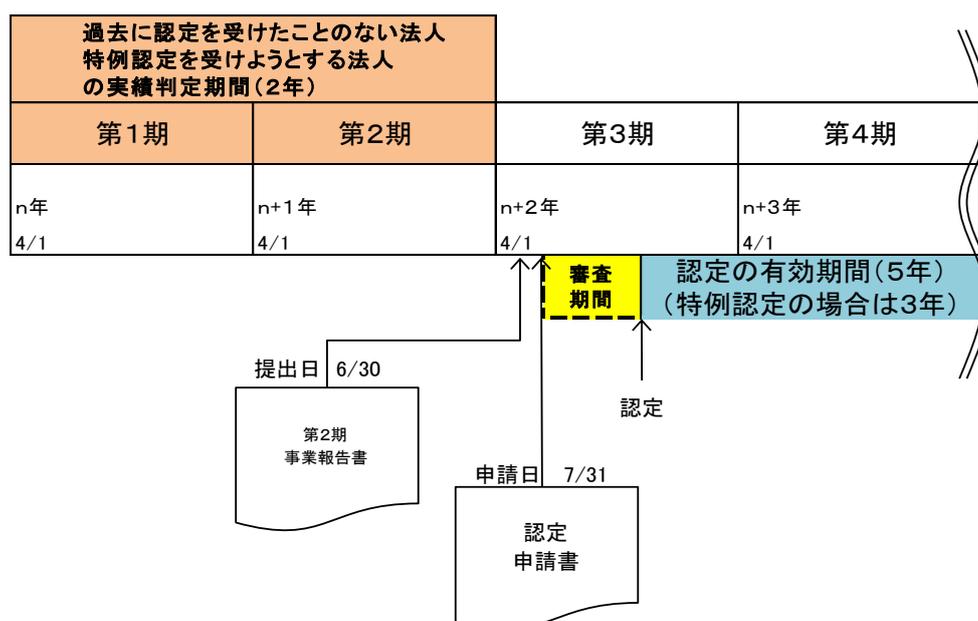
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 n+2年6月30日
- 申請書を提出した日 n+2年7月31日
- 実績判定期間 n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn+2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : n+3年3月16日
- 認定の有効期間 : n+3年8月1日～n+8年7月31日
- 更新申請期間 : n+8年1月31日～n+8年4月30日
- 更新の申請書の提出日

《ケースA：更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

- 実績判定期間：n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）

更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）となります。

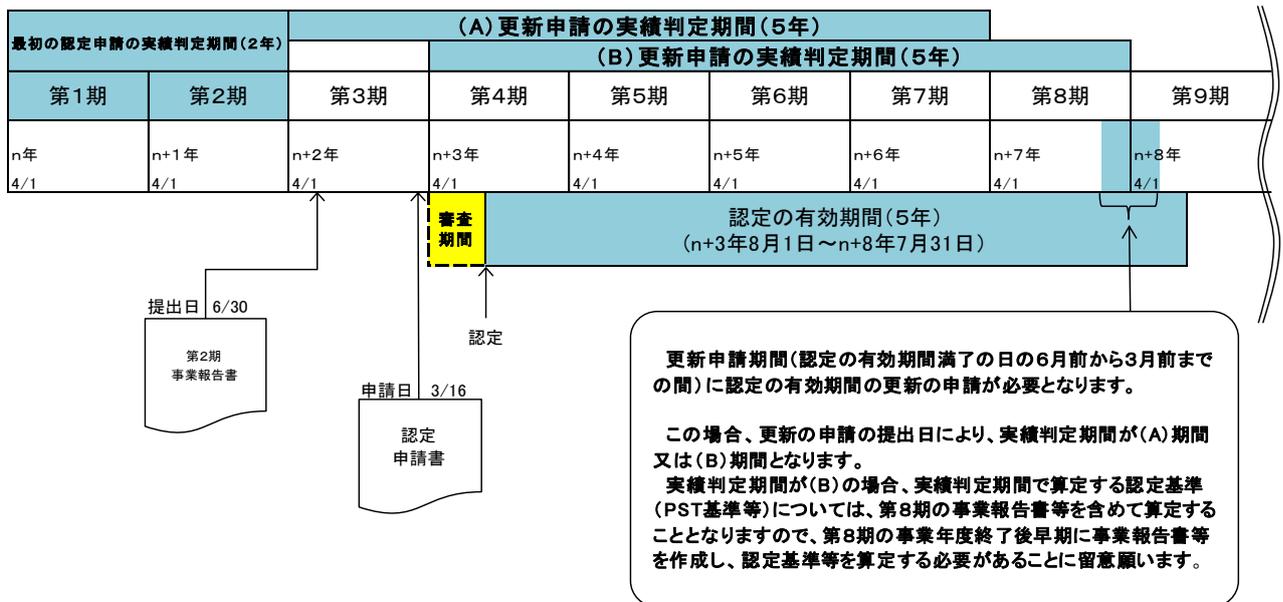
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

- 実績判定期間：n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）

更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）となります。

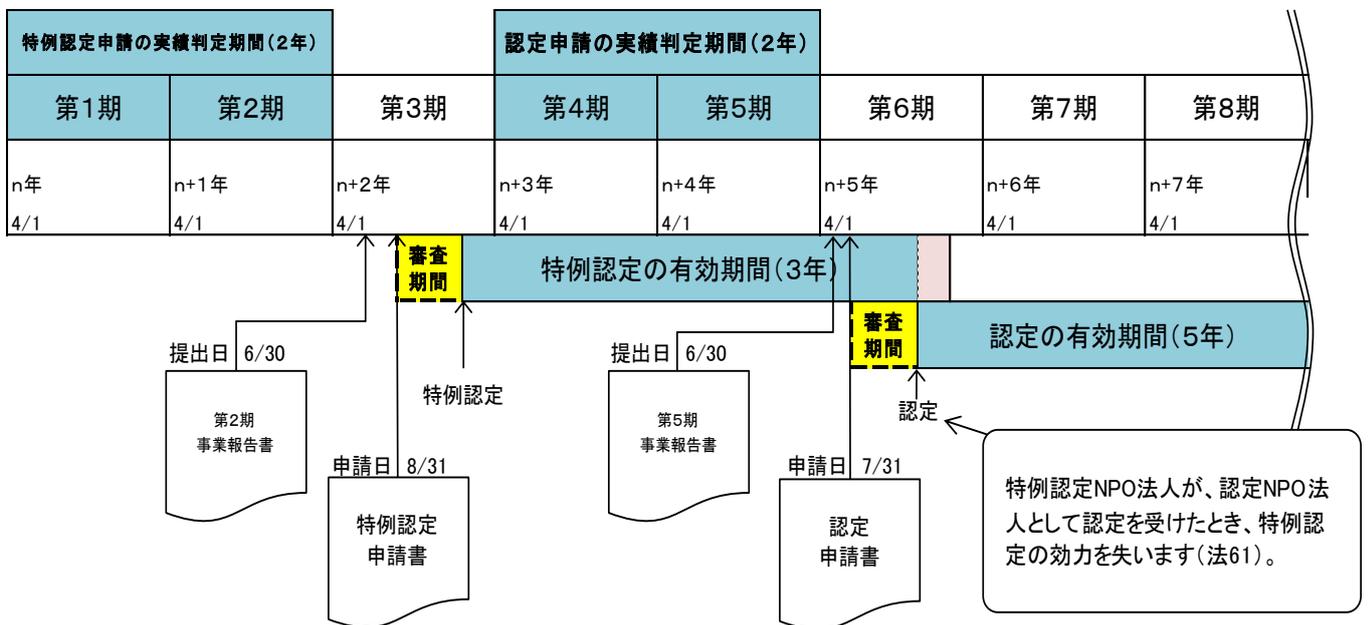
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日(第1期)～n+2年3月31日(第2期)
- 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日～n+5年11月15日
- 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日(第4期)～n+5年3月31日(第5期)
- 認定の有効期間 : n+5年11月16日～n+10年11月15日



ここがポイント！

実績判定期間は、申請する年度の前の2か年度（認定の更新は5か年度）です。
 前々年度が1年に満たない期間であっても、2か年度終了して、直近の事業報告書等を提出していればOKです。

- (例) 令和6年10月1日設立で、事業年度が4月1日～3月31日の場合
- 初年度⇒令和6年10月1日～令和7年3月31日（6か月間）
 - 初年度の事業報告書の提出期限：令和7年6月30日
 - 2年度目⇒令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）
 - 2年度目の事業報告書の提出期限：令和8年6月30日
 - 事業報告書等の提出後に申請可能です。

第3章 認定等の申請手続について

認定又は特例認定を受けようとするNPO法人は、認定申請書等を所轄庁に提出することとされています(法44②、58②)。

1 相談・申請窓口

認定又は特例認定を受けようとするNPO法人は、その所轄庁に申請を行うことになります。

認定又は特例認定の申請をお考えの場合は、まず、事前相談をお願いします。

大阪市では、事前相談を予約制で行っています。事前相談のご予約は、下記までご連絡ください。

■ 申請の手続きについてのお問合せや、事前相談の予約受付、制度の内容についてのお問合せは…

大阪市 市民局 総務部 NPO法人担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所地下1階)

電話: 06-6208-9864 ファックス: 06-6202-7180

ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3022-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



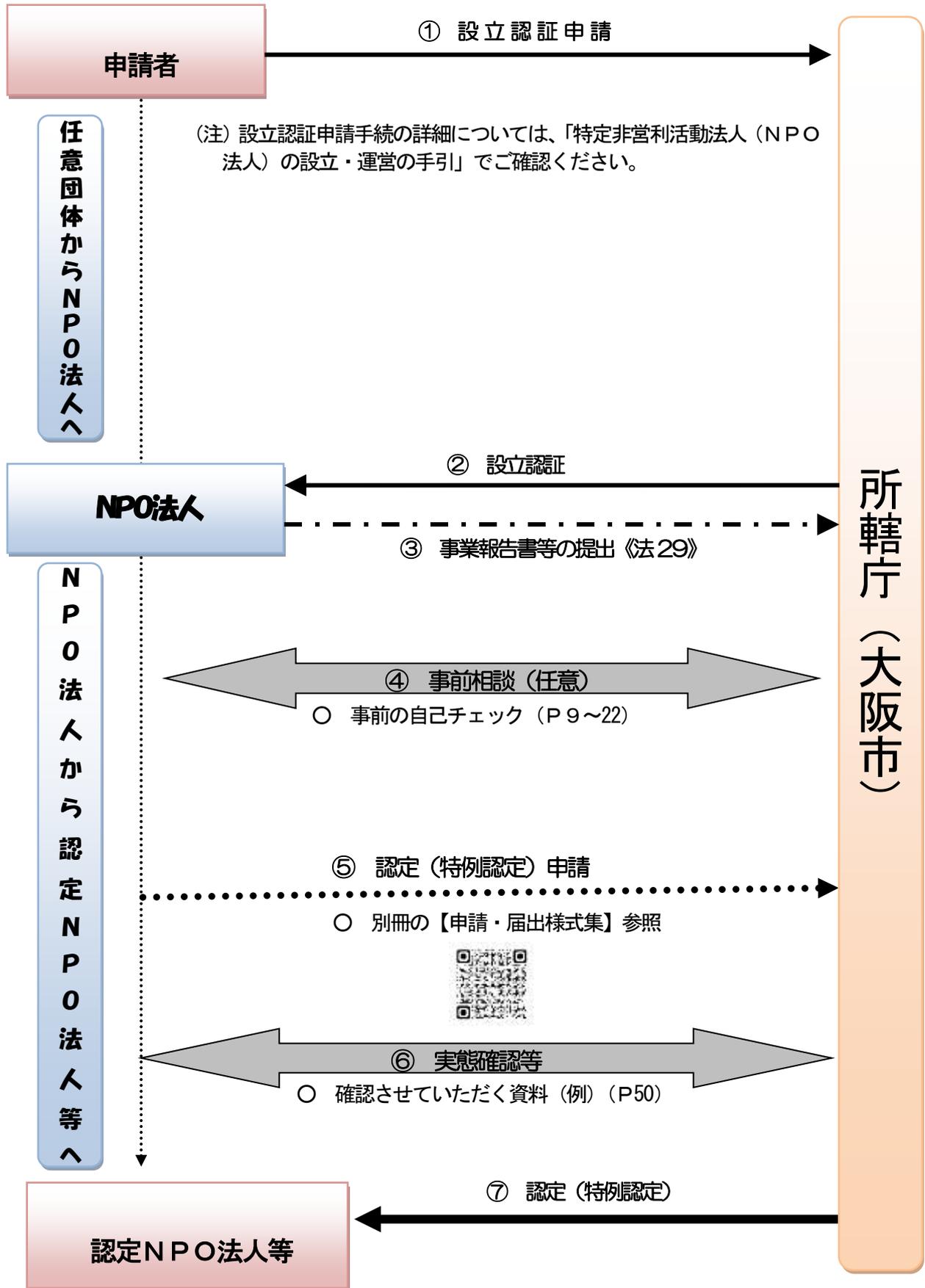
NPO法人の所轄庁

NPO法人の所轄庁は、その法人の事務所の所在地によって決められており、NPO法人の主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在するNPO法人にあつては、当該指定都市の長)が所轄庁となります。

したがって、政令指定都市である大阪市の区域のみに事務所がある団体の所轄庁は、大阪市長となります。

事務所の所在地	窓口 (お問合せ先)	電話番号
大阪市内のみ	大阪市市民局総務部NPO法人担当	06-6208-9864 (直通)
堺市内のみ	堺市市民人権局市民生活部 生涯学習課	072-228-7631 (直通)
大阪府内に主たる事務所がある法人 (ただし、大阪市、堺市の各市内のみにすべての事務所が所在する法人を除く。)	大阪府府民文化部 男女参画・府民協働課府民協働グループ	06-6210-9320 (直通)

認定 NPO 法人等になるまでのフロー



2 認定を受けようとする場合

- (1) 認定NPO法人として認定を受けようとするNPO法人は、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法44②）。

（注）申請書及び添付書類については、別冊の【申請・届出様式集】をご覧ください。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注）実績判定期間とは、認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③）。詳しくは、42頁「4 実績判定期間」を参照してください。

- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

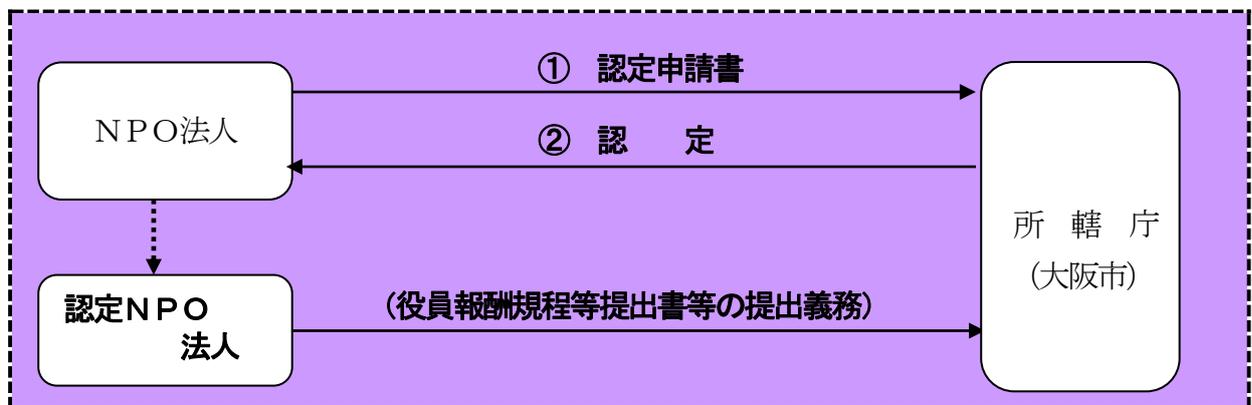
（注）認定の各基準については23頁から40頁を、欠格事由については40頁から42頁をご覧ください。

- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

- (2) 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（法45①八）。

- (3) 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（48頁の「4 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法51②）。



3 特例認定を受けようとする場合

- (1) 特例認定NPO法人として特例認定を受けようとするNPO法人は、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法44②、58②）。

（注）申請書及び添付書類については、別冊の【申請・届出様式集】をご覧ください。

- ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注1）特例認定の各基準については31頁から40頁を、欠格事由については40頁から41頁をご覧ください。

（注2）特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、58②）。詳しくは、42頁「4 実績判定期間」を参照してください。

- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

- (2) 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次に掲げる基準に適合する必要があります（法 45①八、59 一～三）。
- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること
 - ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること
 - ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと
- (3) 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となります（法 60）。
- 特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。
- なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失いません（法 61①四）。

4 認定の有効期間の更新を受けようとする場合（特例認定には有効期間の更新はありません。）

- (1) 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の 6 月前から 3 月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法 51②③⑤）。
- ① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

(注) 更新に係る認定の基準については 23 頁から 40 頁を、欠格事由については 40 頁から 41 頁をご覧ください。
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注 1) 申請書及び添付書類については、別冊の【申請・届出様式集】をご覧ください。認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から 5 年間事務所に備え置く必要があります（法 54②一）。

(注 2) 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、51⑤）。

(注 3) 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法 51⑤ただし書）。
- (2) 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して 5 年となります（法 51①）。
- なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法 51④）。

《参考：大阪市において個人市民税の条例指定寄附金の指定を受けられている場合》

大阪市において個人市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定を受けられており、当該指定の有効期間満了日後も引き続き指定を受けられる場合は、“認定 NPO 法人”としての認定の有効期間の更新の申請とは別に、当該指定の有効期間の更新が必要となります。

- 申請期間** 指定の有効期間の満了の日の 6 月前から 2 月前までの間
 (例：有効期間の満了日が 1 2 月 3 1 日の場合は、6 月 3 0 日から 1 0 月 3 1 日までの間)
- 提出窓口** 大阪市財政局税務部課税課個人課税グループ
 住所 〒 5 3 0 - 8 2 0 1 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 2 0 号 (大阪市役所 6 階)
 電話 0 6 - 6 2 0 8 - 7 7 5 1

5 認定等の申請の標準処理期間

認定等の申請の標準処理期間は6か月です。標準処理期間とは、認定等の申請を所轄庁に提出してから認定・不認定の決定が出るまでの標準的な期間のことです。

ただし、次の期間は大阪市が処理をしている期間ではないため、処理期間から除きます。

- ・NPO 法人が申請書類の不足・不備・誤りを補正したり、求めた説明に回答するために要した期間
- ・NPO 法人の事務所において行う実地調査の日程調整に要した期間及び実施までの期間
- ・法の規定に基づいて国税庁長官・大阪府警察本部長宛てに行う意見聴取に要した期間
- ・法の解釈について内閣府宛てに行う疑義照会に要した期間
- ・法の運用について他の所轄庁宛てに行う照会に要した期間
- ・その他 NPO 法人が法令等（例：税務・労務・登記）を遵守していることを確認するために関係先に行う照会に要した期間

《参 考》

1 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法 49①、51⑤、62）。

2 認定の公示

所轄庁は、認定 NPO 法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされており（法 49②、51⑤、62）。

（公示事項）

- ① 認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされており（法 53②、法 62）。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

3 協力依頼

所轄庁は、NPO 法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法 73）。この規定により、所轄庁が認定申請中の NPO 法人や認定 NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		（参考） 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等) 閲覧書類(事業報告書等、最新役員名簿、定款、認証書、登記事項証明書) 総会議事録・理事会議事録 役員報酬規程、職員の給与規程	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		情報公開に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳、労働条件通知書、就業規則	法令違反等に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。) ・受け取った寄附金の領収書の控え ・預金通帳 ・契約書 ・支払った費用に対する領収書 ・労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の納付が確認できる書類 ・法人税、消費税、法人府・市民税(減免を受けている場合は減免決定通知書) ・職員給与・報酬に係る所得税・都道府県民税・市町村民税の源泉徴収分の納付が確認できる書類	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		法令違反等に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		法令違反等に関する基準

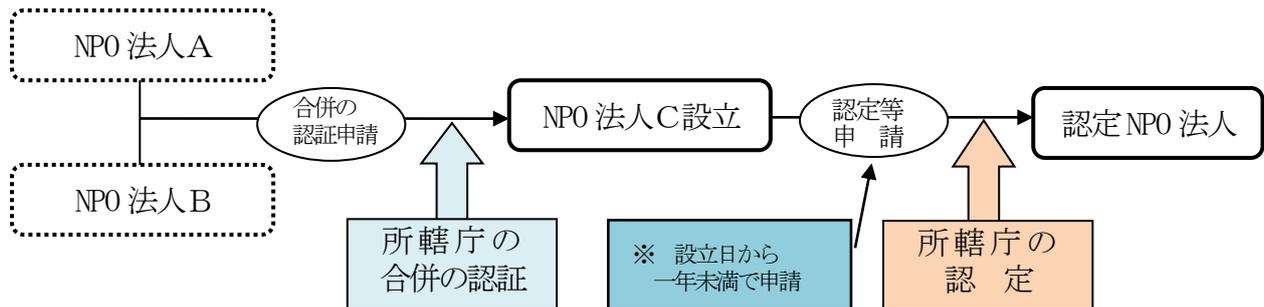
(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

6 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立されたNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、令6③）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

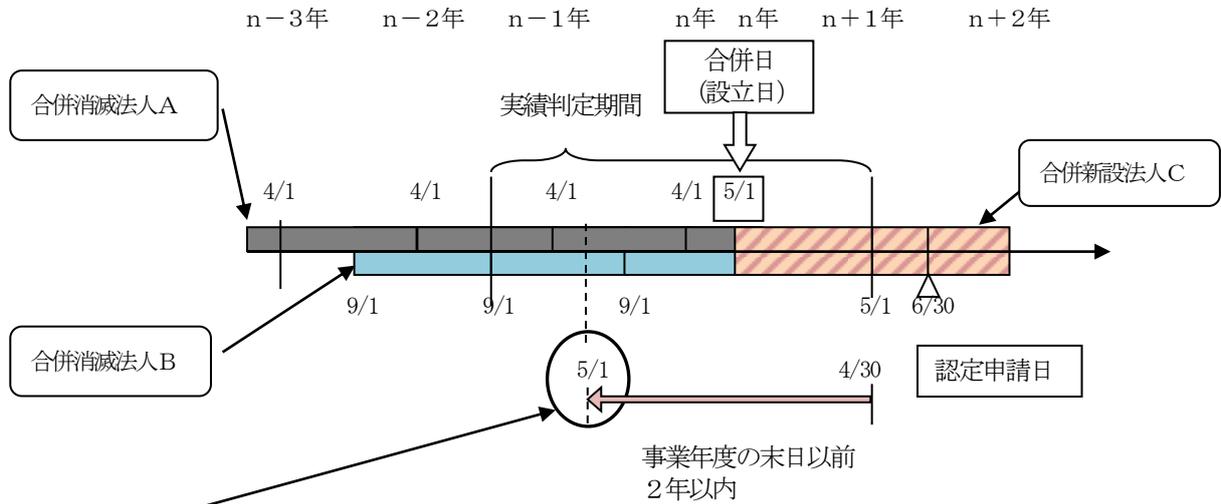
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記(イ)①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併によって消滅した各NPO法人（以下「合併消滅法人」といいます。）の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、令8④）。

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し、
 (注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合

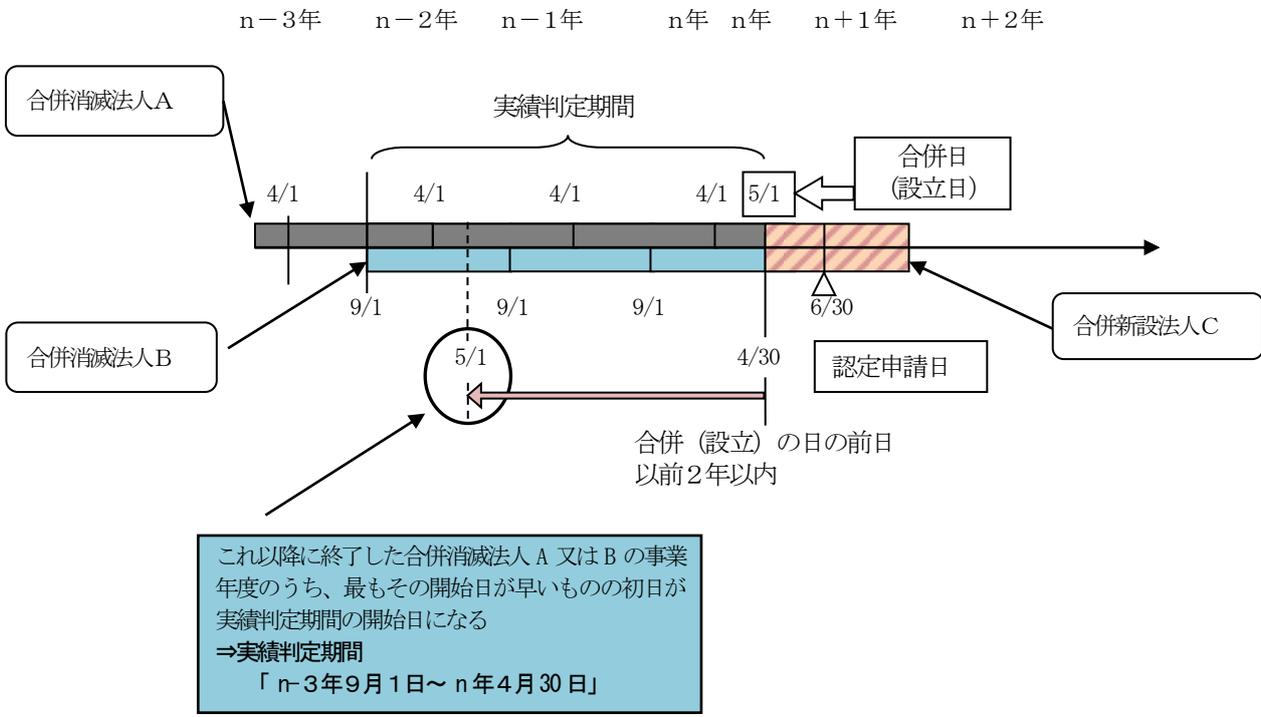


これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
 ⇒実績判定期間
 「n-2年9月1日～n+1年4月30日」

《ポイント》
 この例の場合、申請書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日 (n+1年5月1日) においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。
 なお、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6③))

通常の場合	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>

□ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法46、法令5②、6②③）

申請をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準 事業活動に関する (四号基準)	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準 情報公開に関する (五号基準)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、23～40頁を参照してください。

（注2） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

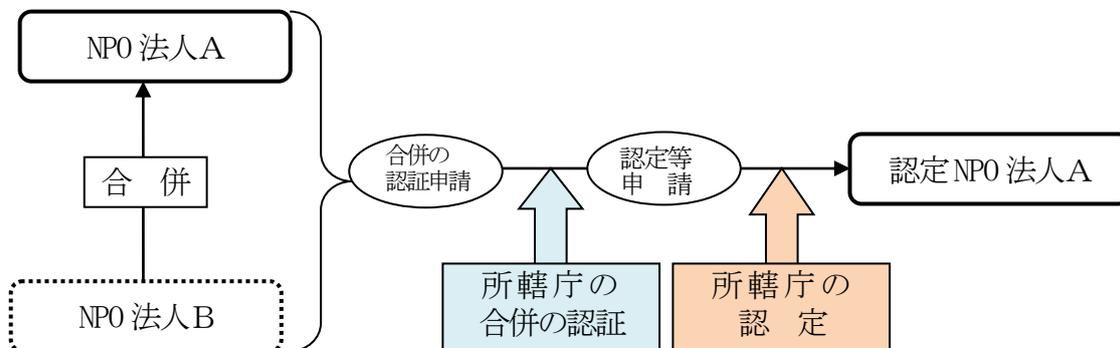
《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

(2) 合併後存続したNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、令6①）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

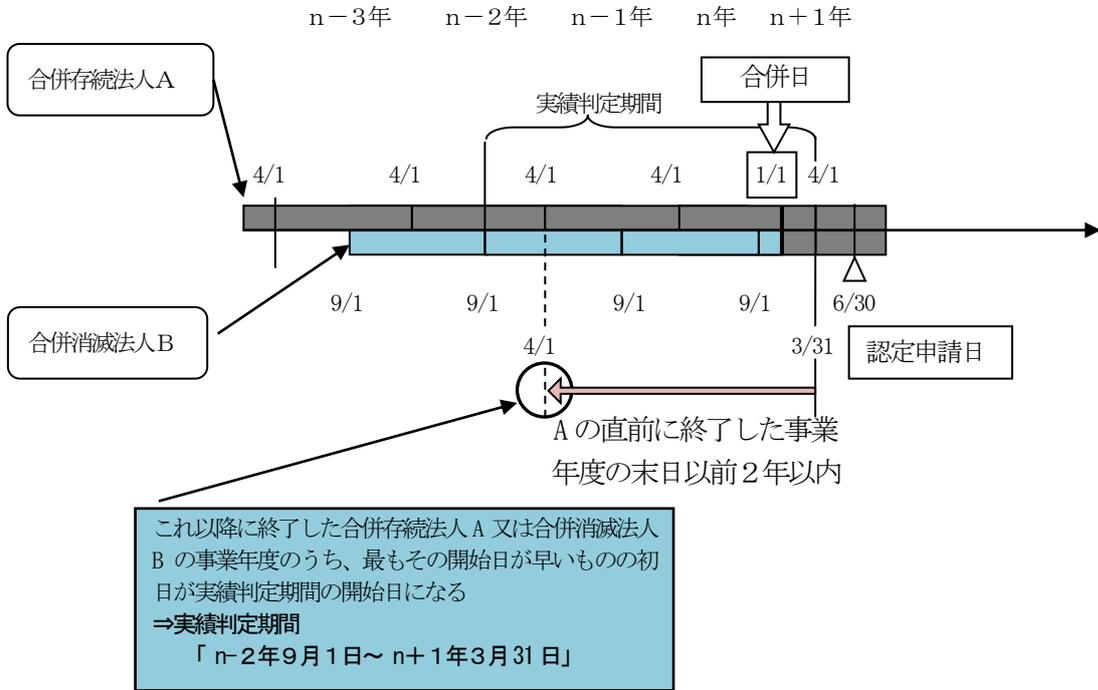
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記(イ)①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、法令8）。

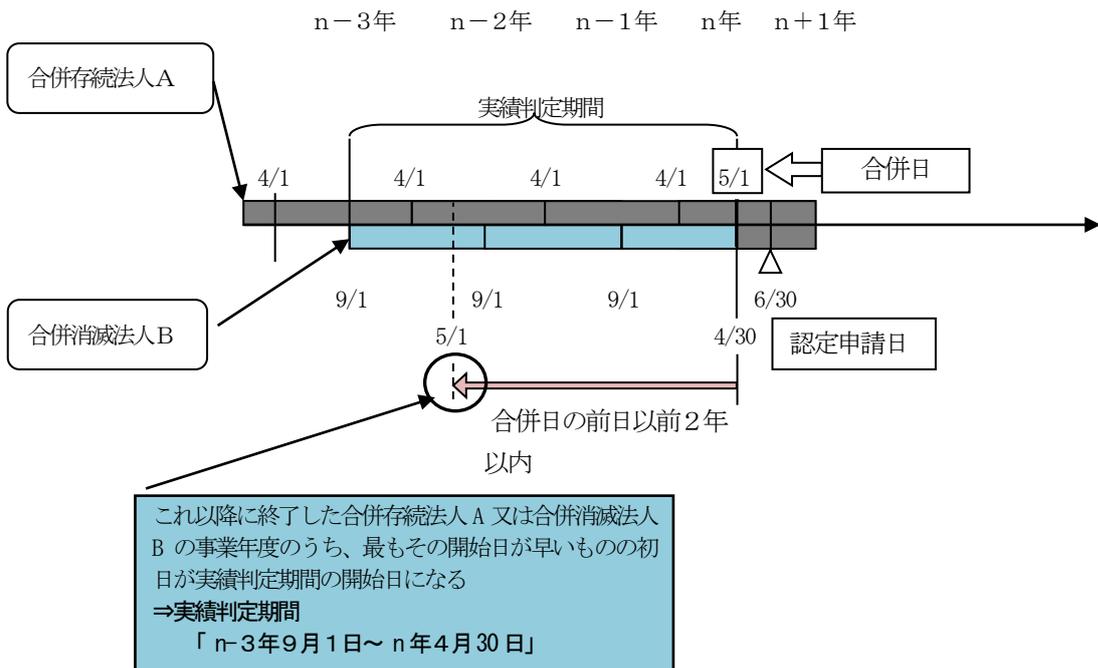
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令6①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

□ 法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定(法46、法令5②、6①②)

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準(一号基準)		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準(二号基準)		
運営組織及び経理に関する規準(三号基準)		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準(四号基準) 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準(五号基準) 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人(実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。)のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準(六号基準)		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準(七号基準)		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、23～40頁を参照してください。

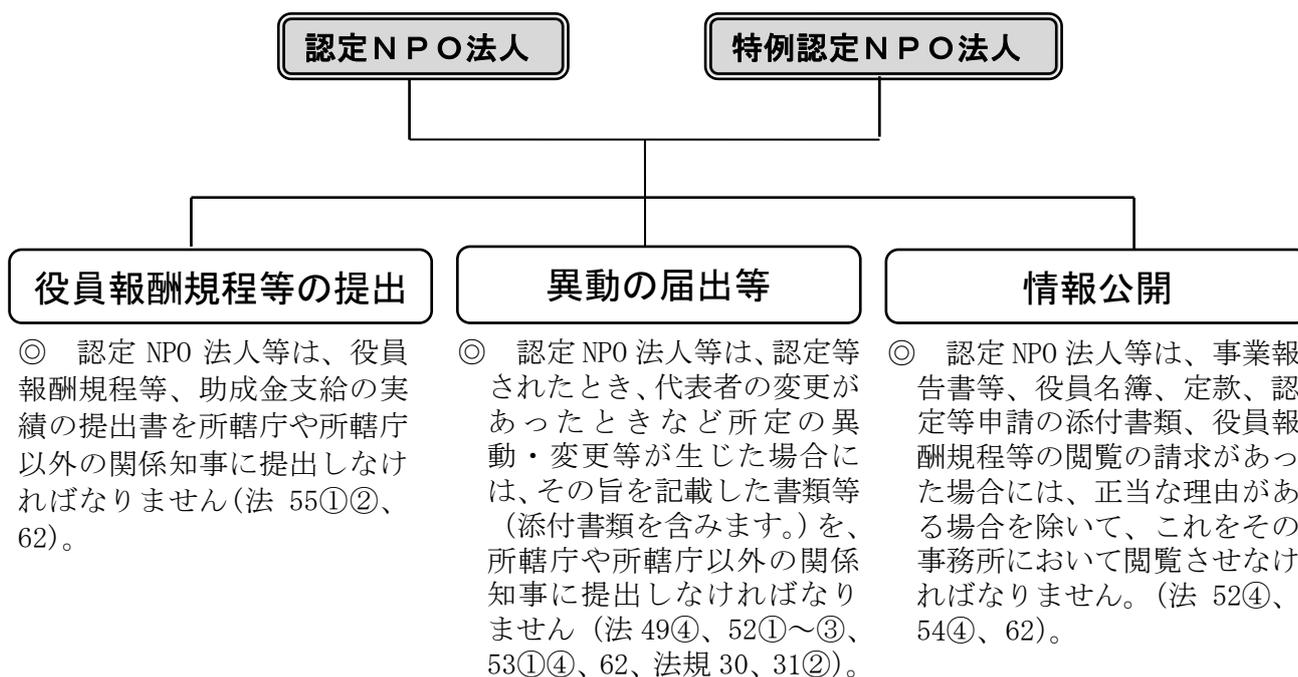
（注2） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号口の基準の適用はありません。

《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

第4章 認定NPO法人等の運営について



1 認定NPO法人等になってからの各種手続

認定NPO法人等は、役員報酬規程等の提出をはじめ、各種の報告等を所轄庁に提出する必要があります。

○ 大阪市内のみに事務所を設置する認定NPO法人等

	報告事項	提出書類	提出先
イ★	毎事業年度終了後の事業報告書等の提出	「特定非営利活動法人(NPO法人)の設立・運営の手引」の「事業報告書等の提出」を参照してください。	大阪市
ロ	毎事業年度終了後の役員報酬規程等の提出(法 54②二～四、法 55①、法 62、法規 32)	61頁「2 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」を参照してください。	大阪市
ハ★	役員の変更等をした場合(法 52①、法 62、法 23)	「特定非営利活動法人(NPO法人)の設立・運営の手引」の「役員に関して変更があった場合」を参照してください。	大阪市
ニ	代表者の変更があった場合(法 53①、法 62)	代表者変更届出書(様式第19号)	大阪市
ホ★	定款の変更の認証申請をする場合(法 26①)	「特定非営利活動法人(NPO法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」を参照してください。	大阪市

へ	所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証申請をする場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)	定款変更の認証申請に必要な書類(「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」を参照してください。ただし、申請書様式は移転先の所轄庁(☆)が定めるものを使用してください。)に加え、以下の書類。 ・認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ・認定等に関する書類の写し ・変更前の所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し ・変更前の所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類を記載した書類	大阪市を經由して、移転先の所轄庁(☆)へ提出
ト★	定款を変更した場合(認証が必要な事項に係るものを除きます。)(法 52①、法 62、法 25⑥)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」を参照してください。ただし、届出様式は権限移譲市町村又は大阪市が定めるものを使用してください。	大阪市
チ★	定款の変更に係る登記をした場合(法 52①、法 62、法 25⑦)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」を参照してください。	大阪市
リ	助成金の支給を行った場合(法 54③④、法 55②、法 62)	助成の実績を記載した書類	大阪市
ヌ★	解散したとき(法第三十一条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由による場合に限る。)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「解散をする場合」を参照してください。	大阪市
ル★	合併をする場合	合併後の法人の所轄庁(☆)にお問合せください。	合併後の法人の所轄庁(☆)
ヲ	合併に係る登記をしたとき	合併の認定の申請については、65 頁を参照してください。 申請先が大阪市である場合は下記書類。 ・認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の合併の認定を受けるための申請書 ・合併の認定申請時の添付書類一覧表(兼チェック表)に掲げる書類	合併後の法人の所轄庁
ワ★		合併後の法人の所轄庁(☆)にお問合せください。	合併後の法人の所轄庁(☆)

★ 認定 NPO 法人等に限らず、すべての NPO 法人に適用されます。

2 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、毎事業年度 1 回、次表①～⑩に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、法 55①、法 62、法規 32）。

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

提出書類		
①	認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前 事 業 年 度 の 収 益 の 明 細 な ど
④	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	
⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類	
	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 ^(注1) との取引	
⑥	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注2) で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	
⑩	第 2 章「1 認定を受けるための基準」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第 3 表、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表）、 欠格事由チェック表	

(注 1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注 2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注 1) イ～ハに掲げる関係をいいます。

3 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（法 52④、54④、法 62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款、認証書、登記事項証明書（全て写しで結構です。）
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

《参考》

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法 54①②、法 62）。

書 類 名	備え置き期間	
	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 54①）	認定の日から起算して5年間	特例認定の日から起算して3年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法 54②一）	作成の日から起算して5年間	作成の日から起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法 54②三）		
第2章「1 認定を受けるための基準」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規 32②）		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法 54③）		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

4 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた書類（過去 5 年間に提出を受けたものに限ります。）について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています（法 30、法 56、法 62）。

※認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等（注1）	事業報告書	○	○	
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）			
	財産目録			
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）			
	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			
役員名簿（注1）				
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）				
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	期間中（注2）	○	
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	期間中（注2）	○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで（注3）	○	
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類			○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類			○
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引			○
	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類			○
	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類			○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類			○
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類			○
第2章「1 認定を受けるための基準」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○			
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○			
寄附者名簿	×		×	
認定（特例認定）申請書	×		×	
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×		×	

（注1） 認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く

ことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません（令和2年改正法 30、52⑤）。

(注2) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間

(注3) 特例認定 NPO 法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

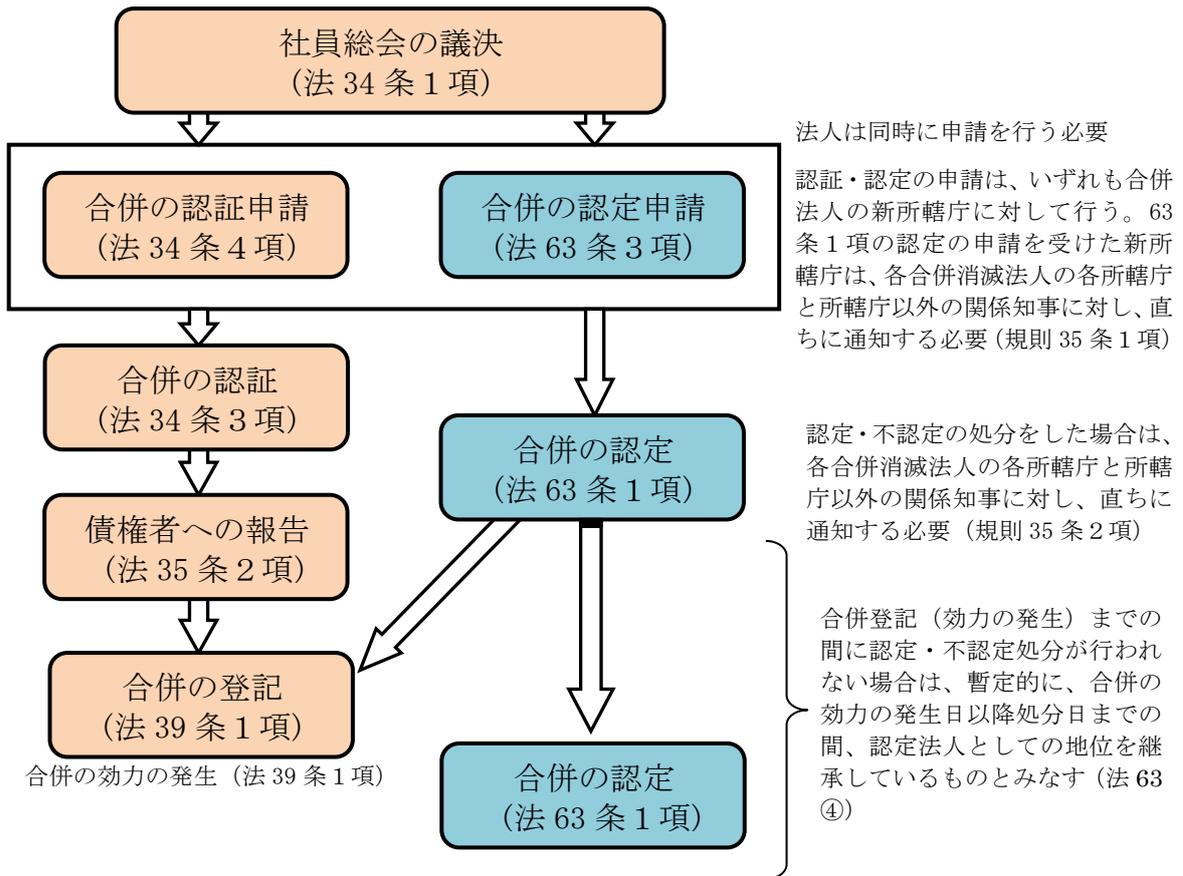
(注4) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

5 認定 NPO 法人等の合併

(1) 認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定 NPO 法人としての地位を承継します(法 63①)。

○ 申請から認定手続



(2) 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人(認定 NPO 法人を除きます。)と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定 NPO 法人としての地位を承継します(法 63②)。

(3) 合併の認定の申請

上記(1)又は(2)の所轄庁の合併の認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません(法 63③)。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定

の申請に対する処分がされないときは、合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人は、その処分がされるまでの間は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人としての地位を承継しているものとみなされます(法 63④)。

(4) 実績判定期間及び認定基準

合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人が、上記 (1) 又は (2) の所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

①実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります(法 63⑤、令 9 ①②)。

イ 実績判定期間の終了日

合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人(合併によって NPO 法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各 NPO 法人。以下同じです。)の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

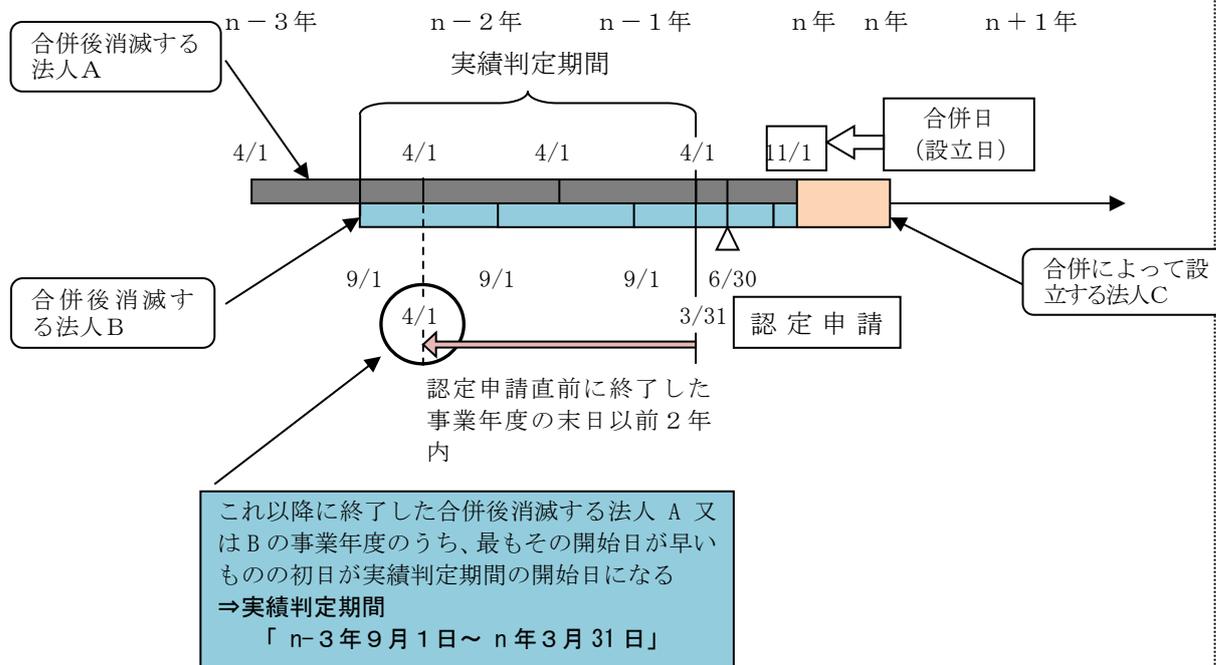
ロ 実績判定期間の開始日

上記イの日以前 2 年以内に終了した合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人であって特例認定 NPO 法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から 5 年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります(法 59、法令 9 ①②)。

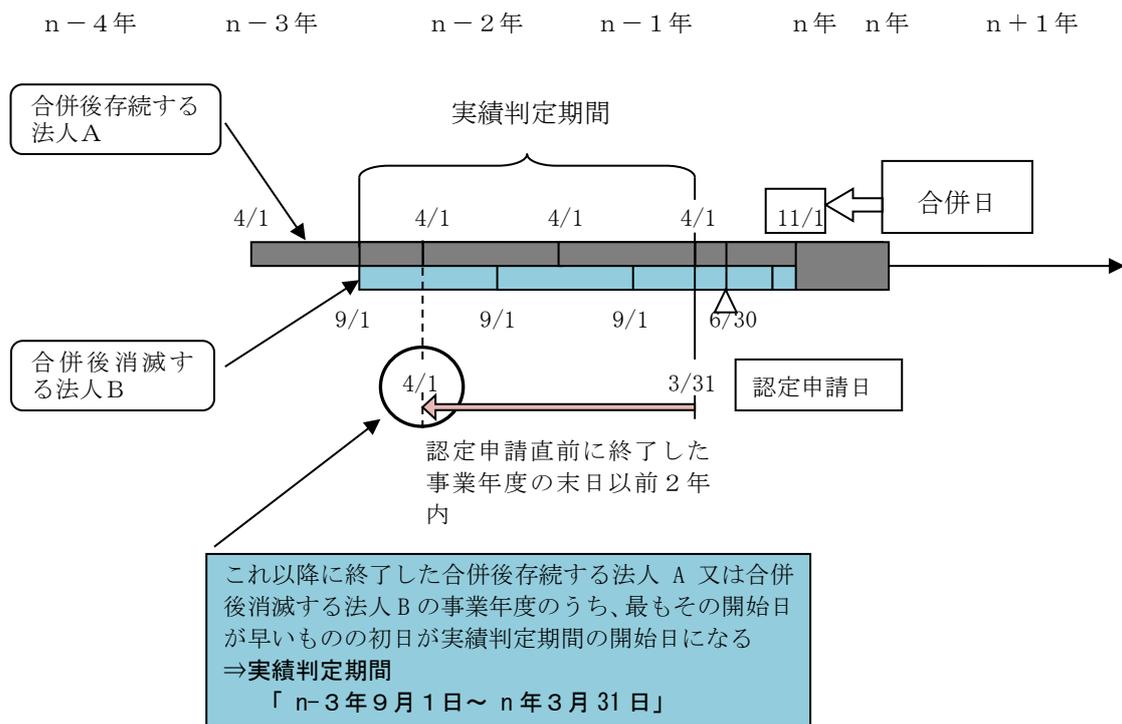
(合併によって設立される NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(合併後存続する NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令9①))

通常申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について) <u>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u></p>	<p>(実績判定期間について) <u>実績判定期間とは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u></p>
<p>(設立後の経過期間について) <u>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</u></p>	<p>(設立後の経過期間について) <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であつて認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</u></p>

②認定基準への適合の判定（法 63、法令 9③⑤）

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（P S T）に関する基準（一号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		
設立後の経過期間に関する基準（八号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人であって認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でないものの設立の日以後 1 年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

(注 1) 各基準の詳細は、第 2 章「1 認定を受けるための基準」(23～39 頁)を参照してください。

(注 2) 現に特例認定法人である法人については、法 59 条 2 号（設立後 5 年以内である）及び 3 号（過去に認定を受けたことがない）の基準は適用対象になりません（法 63⑤、令 9②）

6 認定 NPO 法人等に対する監督等

(1) 認定法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に提示させるものとされています(法 64③)。

② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法 64④)。

③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法 64⑤)。

④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法 64⑥)。

⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないが、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法 64⑦、法 41③～④)。

(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4)ロ①から③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65①)。
- ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について、(4)ロ①（①「2 認定等の基準」の(3)は除きます。）からの③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65②)。
- ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法 65④)。
- ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています(法 65⑤)。
- ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています(法 65③～⑥)。
- ヘ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 65⑦)。
- ① 欠格事由の概要の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
 - ② 欠格事由の概要の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 66②、法 65⑤～⑥)。

(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を取り消さなければなりません（法 67①③）。

- ① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。欠格事由については 40 頁を参照願います。）のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます（法 67②③）。

- ① 第 2 章「1 認定を受けるための基準」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)（23～39 頁参照）に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、第 4 章「3 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）」に違反して書類を閲覧させないとき
- ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき

ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

- ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています（法 67④、法 43③）。
- ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています（法 67④、法 43④）。
- ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 67④、法 49①②）。
- ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法 67④、法 65⑦）。

(ア) 欠格事由の概要の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長

(イ) 欠格事由の概要の(4) 及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(註)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益

事業から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の計算上、益金の額に算入することとなります(措法 66 の 11 の 2 ③~⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ~ハの罰則が設けられています。

イ 6 か月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6 か月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処せられます(法 77)。

ロ 50 万円以下の罰金

次の①~④に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます(法 78、法 79)。

- ① 認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法 50①、法 62、法 78 二、四)
- ② 不正の目的をもって、他の認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法 50②、法 62、法 78 三、五)
- ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(法 65④、法 78 六)
- ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法 66①、法 78 七)

ハ 20 万円以下の過料

以下の①~④のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処せられます(法 80)。

- ① 認定 NPO 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(法 52 ①、53①)、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法 80 三)
- ② 認定 NPO 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定(法 54①~③)に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類(第 4 章「3 認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)《参考》」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法 80 四)
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定 NPO 法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定(法 49④、53④)又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定(法 52②)、認定 NPO 法人等が所轄庁への役員報酬規程等の

提出の規定（法 55①②）に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類の提出を怠ったとき（法 80 五）

- ④ 上記(1)イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

【 F A Q (よくあるお問合せ) 】

認定・特例認定NPO法人編

FAQ（よくあるお問合せ）認定NPO法人編

Q1

認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。

NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。

① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及び認められるものを除きます。）をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。

イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除（所得控除）の適用（措法41の18の2①）。

ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）の適用（措法41の18の2②）

② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定NPO法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額（以下「特別損金算入限度額」といいます。）の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法37④、措法66の11の2②）。

③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません。）に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70①⑩）。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法70②⑩）。

④ 認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません。）の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに（みなし寄附金）、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までとなります（法人法37⑤、法令73①、法規22の5、措法66の11の2①）。

Q2

認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の手续が円滑に進められるよう、大阪市では申請前の事前相談を行っていますので、所轄庁が大阪市のNPO法人（大阪市内にのみ事務所を置くNPO法人）は大阪市にご相談ください。

事前相談は任意の手续ですが、認定基準等についてご理解いただくため、この事前相談を行うことにより、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、大阪市における申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は、予約制としておりますので、相談を希望される方は、大阪市内に事前に電話で相談の日時等を予約ください。

認定等の審査に当たり、申請法人の实地調査が行われますか。

NPO 法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するために申請法人の事務所を訪れ、实地調査を行う場合があります。实地調査においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、以下のような書類の提示（又は提出）をお願いする可能性があります。

確認させていただく書類の例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO 法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO 法人の職員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の者の人数が年平均 100 人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO 法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及び NPO 法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

Q4

認定等の申請は、NPO 法人設立後、いつからすることができますか。

認定又は特例認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています（法45①八、59①一）。

したがって、設立の日から1年を超える期間が経過していれば、認定又は特例認定の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることとなりますので、認定又は特例認定の申請をすることができます。

Q5

設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しないNPO 法人であることが基準の1つとなっています（法59①二）。

Q6

認定、特例認定の更新をすることはできますか。

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定NPO 法人として活動を行おうとする認定NPO 法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます（法51②③⑤）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

また、特例認定の有効期間は所轄庁による特例認定の日から起算して3年となり、特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効します（更新はできません）ので、特例認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。なお、特例認定NPO 法人が、認定NPO 法人として認定を受けたときは、特例認定の効力を失います（法61）。

Q7

特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収益も含めなければならないのでしょうか。

パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額が、総収入金額となります。

【参考】 「前期繰越正味財産額」等の取扱い

パブリック・サポート・テスト（PST）の計算においては、活動計算書において、一般的に経常収益に含まれていない「固定資産売却益」、「経理区分振替額（その他の事業を実施している場合の事業間振替額）」、「前期繰越正味財産額」等については、総収入金額から控除することとなります。

Q8

パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金の額として取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（すなわち対価性が認められない会費（注）。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合が多いと思われる。）については、その名称にかかわらず、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

なお、絶対値基準においても同様に、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費については、その名称にかかわらず、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

（注） 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

Q9

認定NPO法人等が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト（PST）の判定に含めてよろしいでしょうか。

認定NPO法人等が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が市場価額のある場合に限り受入時の時価で適正に評価し、パブリック・サポート・テスト（PST）の判定上、寄附金の額として取り扱われます。

したがって、お尋ねのような古本を寄附として受領した場合、当該NPO法人は当該古本を業者による換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益（例えば古本受贈益）として当該金額を計上することにより、パブリック・サポート・テスト（PST）の相対値基準又は絶対値基準のいずれにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定NPO法人等である場合には、当該認定NPO法人等が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます。

（注） NPO法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服（古着）など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額1円として評価することとなります。

Q10

寄附者の氏名(名称)だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト(PST)の判定に含めてもよろしいでしょうか。

パブリック・サポート・テスト(PST)の判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認(寄附者の特定)ができない寄附金のことを指しますので、パブリック・サポート・テスト(PST)上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認(特定)できること、つまり、氏名(名称)のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、お尋ねのような、氏名(名称)以外分からない寄附金については、パブリック・サポート・テスト(PST)の判定上の寄附金として取り扱うことはできません(注)。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分からない場合には、寄附者が特定されているとはいえ、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、パブリック・サポート・テスト(PST)の判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

(注) 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

Q11

NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。

新たにNPO法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、新しく設立されたNPO法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うこととなります。

したがって、当該受入財産については、寄附金(受入時の時価)として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算することとなります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO法人に寄附した財産はそれぞれの財産所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

Q12

国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どのようなものをいうのですか。

国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO法人に対して交付するものをいいます。

したがって、国等以外の団体(例えば社会福祉法人等)が、反対給付を求めないでNPO法人に対して交付するもの(助成金等)については、この要件には該当せず、寄附金と同様に取り扱うこととなります。

(注) 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

Q13

社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリック・サポート・テスト(PST)の計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することとなります(法規5①ー)。

なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

Q14

認定NPO法人の認定基準（PST算定）における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。

税制上の優遇措置の対象となる認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外する制度改正を行いました（NPO法施行令、NPO法施行規則を改正。令和2年4月1日施行。）。

パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に休眠預金等活用制度に基づき事業を実施するために受け取った助成金（休眠預金等交付金関係助成金）が影響を与えないようにするため、当該助成金を算定式から除外することとなります。

Q15

パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。

したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} 3,000 \text{円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、} 3,000 \text{円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{人}$$

※月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数は切り上げて一月としてください。

なお、寄附者数のカウントに当たっては、次の点に注意してください。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

Q16

寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附や1,000円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○口計○○○○円」、「少額寄附 ○口計○○○○円」というように省略して記載しても差し支えありません。

Q17

寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していないければ認定基準を満たさないこととなります（法44②一）。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの三月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して5年間（特例認定の場合は3年間）その事務所に備え置く必要があります（法54②、62）。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

Q18

パブリック・サポート・テスト（PST）について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。

絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しかしながら、寄附者数のカウントに当たっては、

- ① 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。
- ③ 認定申請を行うNPO法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者を寄附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があり、認定審査に当たって、所轄庁から、寄附者数の算出方法等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管（寄附者名簿に明記していただく方法でも構いません。）をお願いいたします。

Q19

絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

寄附をしたときの現況で判断することになります。したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいて差し支えありません。

（注） 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

Q20

寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいいます。したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

（注）「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のような場合には、それぞれ次によります。

- (1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

Q21

絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

寄附金の額が3,000円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度の合計額で判定することとなります。したがって、例えば、3月決算（実績判定期間が平成28年3月期、平成29年3月期の2事業年度とします）の法人が、寄附者Aさんから以下のように5回に分けて合計10,000円の寄附を受けた場合、平成28年3月期は合計8,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、平成29年3月期は合計2,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

《寄附者Aさんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備 考
平成28年3月期	平成27年5月	2,000円	合計8,000円 \geq 3,000円 ⇒1人としてカウント
	平成27年8月	2,000円	
	平成27年10月	2,000円	
	平成28年2月	2,000円	
平成29年3月期	平成28年5月	2,000円	合計2,000円 $<$ 3,000円 ⇒1人としてカウントしない

Q22

近所にお住まいのご夫婦から3,000円（夫から2,000円、妻から1,000円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年3,000円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。したがって、お尋ねの場合、ご夫婦で合計3,000円の寄附を行っていますので、ご夫婦を絶対値基準における寄附者に含めることができますが、寄附者の数については「一人」として数えることとなります。

Q23

条例による個別指定とはどのようなものですか。

条例による個別指定とは、NPO法人の事務所がある地方公共団体において、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

平成27年6月から大阪府において、条例による個別指定制度が導入されました。大阪府が所轄するNPO法人で、大阪府の条例による個別指定を受けた法人は、大阪府への認定申請においてPST基準を満たすものと認められます。

Q24

条例の個別指定を受けた NPO 法人ですが、条例を制定した都道市県（又は市区町村）内には当 NPO 法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たすこととなりますか。

条例個別指定を受けたことによりパブリック・サポート・テスト（PST）を満たすこととなる NPO 法人は、条例を制定した都道市県（又は市区町村）の区域内に事務所（注）を有する NPO 法人に限られます。

したがって、条例を制定した都道市県（又は市区町村）の区域内に事務所を有さない場合には、他のパブリック・サポート・テスト（PST）（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。

（注） 定款において定められた事務所（主たる事務所か従たる事務所かは問いません。）をいいます。

Q25

条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。

認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道市県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている（注）必要があります。

（注） その条例が、地方自治法第 16 条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

Q26

運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

例えば、NPO 法人の役員が 8 名いるとして、その中に Y さんの夫である A さんと、Y さんのいとこの B さん、B さんの長男の C さんがいます。なお、Y さんは当該 NPO 法人の役員とはなっていません。

このような役員構成の場合には、B さんと C さんは親族となります（一親等の血族）が、A さんは B さん及び C さんと親族関係はありません（四親等及び五親等の姻族となります。）。したがって、「配偶者及び三親等以内の親族」に該当する人数は 2 人となります。

（注） 25 頁（三親等以内の親族の図）をご参照ください。

Q27

運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

例えば、NPO 法人の役員が 10 名いるとして、その中に株式会社 X の役員である A さんと B さん及び A さんの長男である C さんがいます。

このような場合には、株式会社 X を「特定の法人」とみると、A さん及び B さんは株式会社 X の役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、C さんは A さんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。

したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は 3 人となります（法 45①三イ(2)）。

（注） 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

Q28

経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません（法 45①三八、法規 20）。

Q29

経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」とありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと（法人規53）
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること（法人規54、同別表二十）。
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること（法人規55）。
- ④ たな卸表を作成すること（法人規56）。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること（法人規57、同別表二十一）。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること（法人規59）。

（注） NPO法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

Q30

将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的（その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること）や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「特定非営利活動法人（NPO法人）認定・特例認定の手引【申請・届出様式集】中の認定基準等チェック表 第4表（次葉）」に記載してください。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含みます。）し、かつ、活動計算書において費用（取得資産に係る減価償却費を含みます。）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

Q31

活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません

Q32

役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

他の認定NPO法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該他の認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないものが役員に在る認定NPO法人等は、義務的取消しの対象となります（法47イ、67①一）。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

Q33

認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。

所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行ったNPO法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています（法49①、法62）。

また、所轄庁は、認定又は特例認定をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています（法49②、62）。

- ① 当該認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

なお、有効期間の満了等により認定又は特例認定の効力を失った場合には、所轄庁からNPO法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています（法57②、62）。

Q34

国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第47条第4号）とはどのような状態をいうのですか。

法第47条第4号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求（参加差押えを含みます。）、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

認定 NPO 法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手順を行う必要があります。

① 所得税（所得控除又は税額控除）

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その特定寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）、②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令 262①、所規 47 の 2③）。

税額控除の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②の書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法 41 の 18 の 2③、措規 19 の 10 の 4）。

② 所得税（みなし譲渡所得）

寄附者は、認定 NPO 法人等に現物資産を寄附した後、みなし譲渡所得税の非課税承認申請書に、認定 NPO 法人等から交付された基金証明書の写し等を添付し、寄附者の所轄税務署を經由し国税庁長官に対して、当該寄附資産について、非課税承認の申請を行います（措法 40）。

詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。

③ 法人税

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額（特定公益増進法人又は認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいいます。）を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定 NPO 法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12⑨）。

④ 相続税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は対象となりません。）が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法 70⑤⑩、措規 23 の 5）。

⑤ 個人住民税

個人が条例により指定された認定 NPO 法人等に対する寄附金を支出した場合は、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。ただし、控除対象となるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの同県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

（注） 条例で個別に指定された認定 NPO 法人等以外の NPO 法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。

Q36

事業年度終了後の報告のほか、認定 NPO 法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

次のような場合に、それぞれ次に掲げる書類を条例で定めるところにより作成し、その写しを所轄庁へ提出する必要があります（法 55②、62）。

	提出時期	提出書類
助成金の支給を行った場合	事後遅滞なく	助成の実績を記載した書類

そのほか、名称変更する場合など、第4章「1 認定 NPO 法人等になってからの各種手続」（59 頁）に該当するときは、所轄庁等に申請をする必要があります。

Q37

認定 NPO 法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

認定 NPO 法人等が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、措規上、「…認定特定非営利活動法人等の行う措法第 66 条 11 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類」とされていることから、認定 NPO 法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかが記載されている必要があります。また、認定 NPO 法人等寄附金控除（税額控除）の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります（措規 19 の 10 の 4、22 の 12）。記載例は 3 頁を参照してください。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなりますが、その場合の記載事項については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

Q38

どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。

① 次の場合には、認定又は特例認定が取り消されることとなります（法 67①）。

- イ 欠格事由（認定等を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき
- ロ 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新又は合併の認定を受けたとき
- ハ 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき
- ニ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

② 次の場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67②）。

- イ 法第 45 条第 1 項第 3 号、第 4 号イ若しくはロ又は第 7 号に掲げる認定基準等に適合しなくなったとき
- ロ 法第 29 条の事業報告書等の提出、第 52 条第 4 項又は第 54 条第 5 項の閲覧の規定を遵守していないとき
- ハ 上記②イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

Q39

認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

認定の基準等に適合しなくなった場合や事業報告書等を所轄庁に提出していないなどの義務違反があった場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています（法 67②）。通常、認定基準等を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制の整備が十分に講じられ、今後の是正が十分期待しうるような場合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することとなりますが、認定法人等の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置するとなく認定等を取り消されることがあります。

Q40

事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

役員の親族割合基準を満たさない場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています（法67②）。

なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として親族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や所轄庁の指導監督で改善が期待されることが少なくないことから、事態の度合いに応じて所轄庁が取消しの必要性を判断することとなります。

Q41

認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、認定等の取消しの日から5年を経過した法人は認定の申請を行うことができます（法47二）。

なお、認定等を受けたことがある法人は特例認定を受けることができないため、再度特例認定の申請を行うことはできません（法59三）。

認定 NPO 法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準 （一号基準）		各合併消滅法人（合併後存続した NPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する基準（三号基準）		各合併消滅法人（合併後存続した NPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する 基準（四号基準）	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
情報公開に関する 基準（五号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	各合併消滅法人（合併後存続した NPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（合併後存続した NPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人（合併後存続した NPO 法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。